

午前9時00分開議

○議長（竹本 修君） おはようございます。ただいま徳弘美津子議員から、都合により、午前中欠席するとの届け出がありましたので、御報告します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、中津克司君に発言を許します。

○議員（中津 克司君） おはようございます。一般質問通告書に基づきまして、質問いたします。

まず、最初に、質問事項1番目、日本一の役場づくりについて伺います。

3月定例会にて、予算ゼロの笑顔で挨拶日本一の役場づくりを提案したところ、第一に取り組むべきことと答弁されました。私は、やるなら徹底して日本一の役場になってほしいと思っています。まず、「隗より始めよ」です。具体的にどう取り組まれるか、質問します。

次に、職員は現状をどのように意識し、考えているのかということです。町民の方は対応に満足しているのでしょうか。私はときどき町民の方の批判を耳にします。中に、「職員は見て見らん振りすつとがうまい」との意見がありました。第一印象で判断され、役場のイメージが決まります。いろいろな人のいろいろな意見があります。なぜ、挨拶が必要なのか。挨拶は相手の存在を認めていることを相手に積極的に伝える行為です。挨拶がコミュニケーション、会話、対話の基本であり、相手の心の扉を開く鍵だと言われています。お互いの存在を認め合う挨拶を積極的にしたいものです。それだけで職場の雰囲気は大きく変わり、職員の評価も上がります。

町長は、朝、各課を挨拶して回られますが、町長の気持ち、熱意が伝わっているのでしょうか。職員の現状をどう感じてられるか、質問します。

質問事項2番目、不用額について伺います。

まず、お断りしておきます。私は、現在、監査委員に選任いただいています。議員必携によると「監査委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」とあります。今回質問します内容は、全議員に配付されています川南町歳入歳出決算資料、平成22年度から24年度による質問であり、特に職務上知り得た事項でもありませんので、別に問題ないと考えています。

最初に、不用額について、どのように認識しているか、質問します。

不用額は翌年度事業に使える必要な繰越額になっており、不用額という用語に私は違和感があります。しかし、年度当初の予算編成は妥当であるか、予算の執行は適切か、費用対効

果については検証が必要だと考えています。不用額の発生要因として、事業実績減、事業未実施、人件費実績減、執行努力等がありますが、自治体によって、例えば、使い切り予算、節約予算等、考え方が異なるようです。我が町の取り組みはどうか。残そうと努力しているのか、結果として残ったものなのか、どのように認識しているのか、質問します。

次に、部門によって、不用率の差が生じています。平成22年度から24年度までの一般会計の不用率実績を見ますと、22年度1.11%、うち10款教育費3.63%、23年度0.8%、うち10款教育費2.9%、24年度0.95%、うち10款教育費3.1%といずれも教育費がトップを占めています。中身は、2項小学校費、3項中学校費が高い割合で、金額では4項社会教育費が高額の様です。川南町歳入歳出決算資料で3年間同様の結果ですので、そうなる原因があると考えます。見解を質問します。

質問事項3番目、家畜伝染病予防法で殺処分された埋却地の原状復旧について伺います。

まず、口蹄疫埋却地の設備状況はどうか、質問します。

次に、高病原性鳥インフルエンザの埋却地の原状復旧のための支援体制はどうなっているか、質問します。

3番目に、養鶏農家に対する助成措置等、町の取り組みはどのようなものか、質問します。

質問事項4番目、次期町長選への出馬について伺います。

最初に、今までの実績、公約の実現状況等、どう自己評価しているか、質問します。

次ですが、けさの新聞に立候補の意向と報道がありました。出馬するならということで質問事項を書いておりますけれども、出馬するならを省いて質問します。

何を訴えていくか、方針は何か、質問します。

以上です。関連事項の質問は質問者席にて行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの中津議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目の日本一の役場づくりについてということで、一番大事な挨拶どのようになっているかということでございます。

以前の質問でもお答えさせていただきました。本当にお金をかけずにできる。そういうことをまずやるというのは、今も変わらず思っているところでございますし、けさも役場内を回らせていただいております。

職員が、じゃあ、どういう認識をしているか。現状としまして、いろんな職員間の職員アイデアが出てきております。今やってるのは、まず、しっかり住民と向き合うということで、机の配置も変えさせていただいております。挨拶の重要性は基本的に全ての職員が認識しているとは思っておりますが、なかなか、みずから進んでというのに時間はかかっているのかもしれない。私の評価としては、しっかり向き合う。話を聞く。そういう意味においては、十分納得して理解してくれてると信じております。

次に、予算についての不用額についてでございますが、不用額というのは行政用語でありまして、一般的には必要でない、不必要なという言葉と用いなかったという言葉、2つある

かと思いますが、この場合は用いなかったという言葉を使う不用額ということでございます。議員の指摘のように、聞きようによっては要らなかった予算というふうに聞こえますが、これはあくまでも財政用語の話であって、我々執行部からすれば、積極的に次年度予算のために職員一丸となって節約に努めると。その結果として、予算をしっかりと次の年に回すということで、財政健全化指標というのがございますが、あれにも見られますとおり、本町において非常にすばらしい成果が出てきております。予算の性格上、歳入は少なめに歳出は多めに設定するのが原則であります。それは余裕を持ってないと予算の執行ができないということに基づいておりますので、これは必要でなかったという意識ではなく、積極的なそういう行政改革の成果だと、私は思っております。

部門によっての不用率が違うということでございます。当然、いろんな予算を抱えておりますので、例えば、緊急的に採用しなければならない。災害等のことでございますが、そういうものに関しては結果的に使わないほうが良いということもございますので、細かい品目、教育委員会についての質問もありましたので、後ほど、また必要があれば、担当課のほうで答えていただこうと思っております。

最終的に、予算としては、全体を見回す力とそれぞれの事業をしっかりチェックする。この2つを同時に進めていく必要があると思っておりますし、現にそうさせていただいております。

次に、埋却地の整備の件でございます。平成25年度が65カ所、そして26年が74カ所ということで、計139カ所を整備させていただきます。当初3年計画で進めさせていただき予定でしたが、整備後の水はけとか、いろんな状況が出てきますので、前倒しで、2年間で、ほぼ終了させると。そして、3年目においては、そういう不備な点の調整をさせていただくと、そういうことで、3年度の計画で、この事業を進めておりますし、おおむね順調に進んでいるところでございます。

鳥インフルエンザの件でございますが、埋却地の整備というのは、基本的に国は行わない方針であります。では、なぜ、口蹄疫のときだけ起こったのかということもございますが、これに関しては、余りにも影響が大きいということで、議員の皆様初め農家の方々、そして国、我々市町村が一体となって、国への要望活動をさせていただきました。その結果として、口蹄疫に関しては再生整備の事業を取り組んでいただいたということもございます。ですから、鳥インフルエンザに関して、現状としては、そういう措置はとられておりませんが、やはり、これも同じ家畜の一つでありますし、産業の一つであると、そういう事態が生じた折には、当然、また関係者協議のもと、いろんな形で要望活動等も行っていきたいと考えております。

現状のインフルエンザ、いろんな形でございますが、今回熊本で4月に発生いたしました。なかなか通常では発生しないであろうという時期でありましたが、予算の確保のほうはさせていただきましたが、最終的に執行はしておりません。また、消毒については、豚PEDも

同時期発生しておりましたので、農業大学校のポイントを初め、そういう消毒をさせていただいたところでございます。

こういう家畜の伝染病に関する予防。なかなか目に見えない、つらい仕事だとは思いますが、やはり、常に意識を持つことが大事であると思っておりますし、有事の際にいかにか我々が初期、初動体制がとれるのかということで、常日ごろから基金の造成という形でやらせていただいておりますし、現在も川南町の自衛防疫推進協議会ということで、一体となった取り組みをさせていただいているところでございます。これからも、常に、もう今は季節を問わず、意識だけはしっかり持つていくべきだと思っております。

最後に、次期町長選のことということで、けさほどの新聞に多少出てしまいましたが、これは一般質問の議案を通告するというルールにのっとって、それも情報の開示を行った結果、そういう情報が一部漏れたとは思っております。私としては、今ですね、中津議員の質問を受けて、私のほうも関係者がおりますので、そういう協議をさせていただいたところでございます。

4年間という選挙については期間があるのがもう御承知のとおりでありますし、何をやりたいのか、やらなければいけないこととやりたいこと、それはしっかり分けて考える必要があると思っております。就任した当初が川南町の第5次長期計画、10年目の初年度でありました。そういう10年というスパンと自分として与えられた4年、これを整合性をとりながら、しっかり事業の施策を展開しようということで進んでおりました。

まず、やらなければいけないこと。それは、まずは財政健全化だと思っております。先ほども述べさせていただきましたけど、全ての要求にこたえるだけの財力を持っていない本町にとって、やはり、集中と選択ということで、しっかりと何をやるかという、重点的にやらせていただいて、今、その指数というのは非常にいい結果であると感じております。今後も、まずは財政を見つめ直すということは大事であると思っております。

それから、これから何をするのかということでございますが、川南町の昨日ある民放でもたまたま出る機会があったんですが、川南町の町民性というのは非常に高い能力を持っていると思っております。それは全国から来られた方々がつくられた町であるということは、いろんな意味でエネルギーを持ってる、アイデアを持ってることだと私は信じております。ただし、これはしっかりとした柱を持たない限り、争いの場になる。そういう可能性もあるんじゃないかと考えております。これからのつきましても、その可能性をしっかりと引き出す方向に導いて、一緒に皆さんと考えていければと思っております。

日本一づくりについては、常に思っております。これは、単に日本一という一般的な意味だけを指すのではなく、別な意味で言えば、誰もやってない。オンリーワンという言い方もあるかと思いますが、一番大事なのは、誰にもできる簡単なことを誰にもまねできないぐらい、しっかりと継続する。そういう継続性の重要性もあるかと思っております。例えば、軽トラ市はやろうと思えば、すぐできる行事であります。今度9月で8周年ということになります。

8年間続ける。その意味は大きなものがあると思いますし、行政において、しっかりと継続するということが非常に大事であると私も思っております。

次の4月の選挙に向けましては、また自分なりの計画もございますし、今言われたとおり、議員の指摘のとおり、長期の視点と短期の視点、しっかり持ちながら、これからも、また、町民の皆様にお尋ねしていきながら頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 第10款の教育費についての御説明をお願いします。

○教育課長（米田 政彦君） ただいま中津議員の御質問にお答えします。

部門によって不用率に差が生じていることについての見解ですが、不用率が分母予算額として、分子を不用額とすることから、同じ不用額であっても予算規模によって不用率が異なります。

また、前年度からの繰り越し事業があった場合は、繰り越し事業の不用額を補正で減額することができないため、必然的に不用率が高くなる場合も見受けられます。

教育費の場合、不用率が高い主な理由としましては、学校教育関係では、小学校が5校、中学校が2校、学校事務共同実施1カ所に予算をそれぞれ配分しており、それぞれが教育課と同じ予算費目から支出していることが主な要因と思われまます。

また、社会教育関係では、野球場や公園、文化ホール、図書館など、一月当たりの支出額が大きな施設を抱えている関係で、確実に支払うことができる分だけを予算残として残すことが補正予算要求時点では難しいことが要因になっていると思われまます。

今後とも、これまで以上に適正な予算計上と執行を目指していきたくて考えております。

○議員（中津 克司君） 日本一の役場づくりについて、まず質問の第1番目から順を追って質問をしていきたくて思いますけれども、日本一は常に思っている。オンリーワンを目指しているというふうな回答だったというふうに思っておりますけれども、大の大人、立派な社会人が挨拶をやらされてやる問題でないということは、これは当たり前のことでありまして、役場職員の方は定年まで、長い人で30年以上勤務します。町長は1期4年、何期務めるかは不明ですが、町長の取り組み、考えに職員が賛同し、実践しないと、これはできないことです。職員が160名、臨時、パート職員を入れると300人程度になろうかと思っておりますけれども、町民から見ると全部役場で働く人、分け隔てはありません。町長は8月12日のフェイスブックに保健センターを「総勢10名の素敵な女性スタッフ。笑顔の対応日本一だと自負しています」と紹介していました。町民の側に立った考え、当事者意識を持てば、自分たちの職場を守り、職場環境、風土をよくしていくという取り組みはできるというふうに考えております。職員のその気になるかならないかが大きな要因であろうと思っておりますが、35年間勤務されたという総務課長はどのように考えておられるか、質問いたします。

○総務課長（諸橋 司君） 中津議員の御質問にお答えをいたします。

私、ことしで、12月いっぱい勤めますと35年勤務になります。議員言われるように、挨拶

は役場職員に限らず、基本的なことと認識をしております。私、個人的ではございますが、家が商売をしているちゅうことで、挨拶については小さいころから両親に厳しく仕込まれておりました。職場においても、挨拶については、自分では積極的にしているつもりでございます。ほかの職員につきましても同様な認識はしております。昨年から今年度にかけて、庁舎内のカウンターもローカウンターにして、住民の方と接しやすくしておりますし、町長の答弁の中にもありましたように、机の配置についても通路側のほうに向けて、住民の方が見えたら、すぐ気づくような体制を整え、気づいたら挨拶をするように、そういう意識を変えていくようなことで進めておりますけど、時間がかかるかもしれませんけど、なるべく町民の方が役場に行ってよかったとか、対応がよかったとか、そういう意見を聞けるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 続きまして、不用額についてでございますけれども、中身見えますと、国民健康保険事業特別会計の不用額が金額的には一番大きいようです。23年度が1億8,864万円、不用率6.87%、この中には保険給付費が78%を占めております。24年度が1億8,508万7,000円、不用率7%、保険給付費が80%というふうに、保険給付費が不用額の大部分を占めています。翌年度精算され、返還も発生するようですけれども、市町村での国保の運営が限界になりつつあるとも言われています。広域化の話も聞かれますが、現状はどのような状態なのか、伺います。

○町民健康課長（三角 博志君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険の不用額のまずお話でございます。国民健康保険事業特別会計の歳出におきまして、最も大きいのは、中津議員のおっしゃられました保険給付費です。この保険給付費につきましては、毎年の変動が非常に大きくなる可能性があるという要素を秘めております。そこで、予測をするのは非常に難しい状況であるという特徴がございます。

この今現在の予算立てとしましては、前年度の決算をもとに、例えば、インフルエンザとそうした大きな病気が発生した場合などの不測にも事態にも対応できるようにするため、保険給付費を多めに組んでおります。したがって、不測の事態が起きれば、不用額が、済みません。不測の事態が起きなければ不用額が生ずることになります。このところ、平成23年度以降、不測の事態が生じてないというようなことから、国保事業特別会計では、毎年1億円以上の不用額が生じているというような状況でございます。これまでのところ、国保事業としましては、安定的に進んでいるというようなことでございます。

以上です。

○議員（中津 克司君） 先ほど質問しましたけれども、広域化についてはどのような状況なんですか。

○町民健康課長（三角 博志君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険の広域化につきましては、現在国のほうで進められておりますが、基本的に

は、県が保険者となりまして、県全体で広域化を進めていくということで、現在進められております。今のところ、平成29年度を目標に進められておりますが、今月になりまして、初めて、その説明会というのが行われました。それによりますと、まだ基本的なところで、さまざまに抱える問題を調整しているというようなところが正直なところで、平成29年度の4月を目指すけれども、平成30年度にずれ込む可能性があるというような説明でございました。したがって、今のところ、方向性だけは決まっておりますが、中身につきましては、まだ、これから詰めていくというのが現状でございます。

以上です。

○議員（中津 克司君） もう一つ、気になることがあるんですけども、介護保険特別会計不用率が2から3%で推移をしております。支出済み額は年々増加していますが、高齢化率28.9%ということも伺っています。毎年1%程度ずつふえるであろうという計画のようですけれども、どのような対応を考えているのか、お伺いします。

○福祉課長（篠原 浩君） 中津議員の御質問にお答えしたいと思います。

介護保険会計における不用額につきましては、毎年度介護認定者数が増加の傾向にございます。平成24年から25年で約77名ほど介護認定者数が増加しております。その中で、当然介護給付費も毎年増額しているのが現状でございます。その中で、25年度決算に伴いまして、不用額が4,204万3,000円、前年度と比較しまして、1,731万円の増、70%の増という形になっております。その中でも保険給付費が約8割を占める状況でございますが、これにつきましては、一月当たり約1億円ぐらいの保険給付費の実績という形になっておりますので、ある程度、予算にゆとりを持った形で計上するという形になりますので、その見込みがちょっと過大になる傾向もございます。その中で、今回、そういうような不用額の増加という形になっております。

これにつきましては、年度の当初で、前年度予算に若干補正をかけた形で、増額をかけた形で組みますが、年度途中で実績に応じて補正をさせていただいております。その中で、その補正をさらに正確にするような形で、不用額の縮減等に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 3番目の質問。家畜伝染病予防法で処分された埋却地の原状復旧についてということで、高病原性鳥インフルエンザについてですけれども、この家畜伝染病予防法で処分された蔓延防止措置で、殺処分、埋却が図られています。児湯郡内では、平成23年1月に新富町の採卵鶏農場、都農町、川南町、高鍋町のブロイラー農場が被害に遭っています。いろんな情報を収集してみますと、原状復旧の要請は、ある人はしているが、県の担当者は聞いていない。知らなかったとの情報もあります。先ほど町長の答弁にもありました、原状では行っていないということがここへんで見えるのかと思いますけれども、ほかの町村では行っているところもあるということでもあります。いろいろ聞いてみると、要請をす

るに農業に精通している県議がいないということで、パイプ役がないので、どうにもならないという話もありました。1次産業が中心の児湯地区。その中でも川南町は特に農業に理解のある人が必要だと痛切に感じました。埋却地の原状復旧のため、今後要請活動を県・国にしていく考えはないか、伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、必要なものはしっかりと要請すべきだと考えておりますし、そのものの現状把握しながら、関係機関一体となるということが基本姿勢だと思っております。

○議員（中津 克司君） 養鶏関係については、発言力が弱いのではないかというふうなことをいろいろ調査して感じたわけですが、農協には繁殖牛、肥育牛、酪農、養豚に関する組合員組織、部会があります。それぞれの要望が町・県・国に政策要求されていますが、養鶏に関する部会はありません。特にブロイラーを見てみますと、ブロイラー農場は畜産インテグレーションで、ひなの導入、技術指導、餌の供給、出荷、流通まで一貫した経営体制が構築されており、なかなか行政に声が届いていないのが現状かと思えます。レイヤーも含め、採卵鶏ですが、養鶏農家の声をもっと積極的に聞き、地域農業を守る体制づくりが必要だと考えます。埋却地の原状復旧に県・国の支援が受けられないのなら、町単独の支援は考えられないのか、お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの養鶏農家のことに質問ですが、今言われるように、農協において、牛、豚の部会があるのに比べて弱いんじゃないかという御指摘でございます。当然、町のほうも、そういうことで、協議会のほうを立ち上げをさせていただいております。先ほどと同じようになりますけど、必要なことであれば、しっかりとそれは県にも国にも要望すべきことだと思っております。

○議員（中津 克司君） 養鶏農家に対する町の取り組みについてお伺いしますが、必要なことはやるということでありませぬけれども、養鶏農家に対する予算、平成25年度当初予算では全く計画してありませんでした。6月補正予算において、飼養防疫研修会補助金として5万円計上されました。では、26年度の当初予算はどうか、見てみた場合、予算計上はしてありません。養鶏農家に対してはどのような考えをお持ちなのか、お伺いします。

○産業推進課長（押川 義光君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

養鶏農家に対する補助ということでございますが、本町におきまして、自衛防疫推進協議会というのを運用しております。その中で、もちろん養鶏関係の代表者の方もその中に入っただきまして、川南町全体での家畜の防疫、それから予防という点で活動を行っているところでございます。

25年度の予算が若干組まれたと。6月の補正でございますが、それは、その前年に養鶏振興会というのを農家独自で組織いただきました。その中で、研修会を行うということで、単年度で組んだわけでございますが、25年度中にお話をしまして、今後につきましては、その自衛防疫推進協議会の中で、養豚、豚、牛、鶏、全て、畜種におきまして、この自衛防疫

推進協議会の中で行っていくということで話をしておりますので、今後、この予算の中で全ての対応をしていくということで考えております。

先ほど町長の答弁にもございましたとおり、今後の防疫のあり方といいますのは、まず家畜の飼養農家とこの町のほうで、一体的に協働して地域防疫に取り組むという姿勢で今臨んで予算化しているところでございます。

以上です。

○議員（中津 克司君） 自衛防疫協議会の話が出ましたけれども、自衛防疫協議会におきましては、26年本年度の補助金が50万円組まれておりました。今年度の補助金の内容を見ますと、自衛防疫協議会に50万円、和牛関係に664万円、これにB L対策事業も114万円ありますから、これも加えていいのかなと思っております。乳牛関係に200万円、この補助事業の補助金の組み方を見ていると非常におかしいのではないかというふうな気が私はしております。自衛防疫協議会の話もありました。平成26年6月定例会におきまして、専決処分として町長が説明されました。農林水産業費1,000万円の計上は、届け出伝染病である豚流行性下痢発生に伴い、蔓延防止の観点から消毒ポイント運営、各農家への防疫資材の配置・配布及びワクチン接種助成、また、熊本県で高病原性鳥インフルエンザが発生したが、これの蔓延防止のため、川南町自衛防疫協議会に補助するものでございます、ということでありまして、では、鶏に幾ら使われているのかということですが、先ほど町長答弁ありましたように、使っていないということですが、なぜ、使わなかったのか、お伺いします。

○産業推進課長（押川 義光君） 中津議員の御質問に再度お答えいたします。

なぜ、使わなかったのかという御質問でございますが、状況を十分勘案したつもりでございます。予算としましては、専決予算をいただいて、自衛防疫推進協議会の中で協議し、それから養鶏振興協会の会長と協議を行いまして、時期的な問題、それから今後の問題を考えまして、その段階では、先ほど答弁のありましたとおり、農大校におきまして、PEDあわせて養鶏農家に行く餌の車、そういうものの消毒を徹底していきました。そういうことに予算を費やしまして、各農家への配布と、消毒薬の配布については見合わせたところでございます。その一番根源は、やはり時期的な問題ということで見合わせました。

そのことで、次の段階としまして、今後予想される冬にかけての予防という形では、先ほどありましたとおり、初動のための基金ということで、残して積み立てをします。それから今後の展開としまして、やはり、農家からの負担をいただきながら、基金の積み増しをして、それで有事に備えると、そういう体制をとったところでございます。

以上です。

○議員（中津 克司君） では、他町の状況を調べてまいりましたので、ちょっと言ってみたくはありますが、新富町におきましては、26年度で言いますと、4月15日、農場数38、配布内容、配布をしております、これは。消石灰、各農場に20キロ、30袋、6月5日、38農場に殺虫剤、消石灰、パコマ、アストップの中から希望の物を配布というふうにあります。よ

く見てみますと、23年度から新富町においては町単事業で、23年度防鳥ネット整備事業4農場100万、23年度、鳥インフルエンザ防疫強化対策、消毒機器導入事業、町単独で33農場、310万8,000円、同じく23年度、鳥インフルエンザ復興支援環境対策事業、これも町単事業で7農場、350万円。23年度から24年、25年にかけて、先ほど申しましたパコマなり、消石灰の配布は年に2回必ず行っております。

平成26年度の2月1日現在の各畜種の復興状況、口蹄疫からの復興ですね、この状況をお伺いしますと、繁殖牛が109戸、肥育牛が13戸、乳牛が20戸、豚53戸と聞いています。では、いただいた資料で、養鶏農家、鶏農家一覧を見てみますと、ブロイラー、採卵、種鶏、地鶏で、合計75農場。重複した農場もありまして、これよりも農場数は減りますが、牛、豚と比較しても遜色ない農場数、鶏舎数であろうというふうに思っております。補助金の支出額を比較すると余りにもその差の大きさにびっくりするばかりです。農業政策に地域農業を守るという視点は欠落していないのか。町として、どの程度、養鶏農家の声を把握しているのか。3月にも一般質問でしましたが、税金の重み、補助金の平等性、公平性に問題はないのか、見解をお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございます。

税金をいかに、どう使うのかというのは、今言われたとおり、公平性、そして平等性、両方の意味から考えるべきであります。要するに、本町にとっての政策の中で、どう使うかというのを吟味して、予算の配分、執行をしているところでございます。よって、重要なものをしっかり長期的な目を見た上での作業をしていると認識しております。

○議員（中津 克司君） では、確認ですけれども、養鶏につきましては、現状認識のままで行くということで、もっと養鶏農家の声を拝聴するなり、対応を考えるなりということはないということで、よろしいわけですか。

○産業推進課長（押川 義光君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

我々は先ほども申しましたとおり、牛、豚、鶏、同様にですね、今後やっていく。今までやってきたつもりなんですけれども、確かに予算面では議員御指摘のとおり部分はございます。ただ、今後、我々が考えているのは、同一の事案に対しまして、地域防疫をどう行うかというのが一番根幹でございまして、予算を使っていろいろ配るということが一番最適なのか、というのは、その時点時点で判断しながら適切に対応していきたいと。その一番の事例が、ことし1月に発生いたしましたTGE、豚の伝染病ですけれども、そして3月にPEDが出ました。その段階でも、以前ならば、やはり、消毒薬を各戸に配って、防疫を行うというのをやってきましたけれども、やはりここにきて我々が今考えているのは、まずは農家防疫をきちんと徹底いただくと、そのことがやはり家畜伝染病でも改正によりまして明確に明記されました。そのことによって、各農場に対しての国の助成金、その基準にされるであろうと判断しております。そのことをきちんとやはりやる中では、先ほど防鳥ネットの話がございましたけれども、我々も国の事業を直接取り入れて、うちの予算ば通っております

んけれども、直対事業という形でこの事業に取り組んでおります。農家に対してやはり自分で自己防衛をするためには、防鳥ネットなりの施設をきちんと整備していただく、そして自分の農場、自分で守っていくという基本的な姿を見せていただきながら、その次の段階で地域防疫になりましたら当然、そういう団体と役場が協同して守っていくと、そういう体制を構築しているところでございます。

ただ、豚につきましては長期化に至りましたので、途中でやはり防疫の消毒薬なりを配布したという経過はございます。ですから、その状況、状況に応じてやはり貴重な税金でございまして、その支出については地域防疫を守るという観点で発動すると、そういうスタンスで今後とも同一の牛、豚、鳥とも同一の立場で望んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 私が言いたいのは、貴重な税金が偏った使われ方をしてるんじゃないかということをお聞きです。そのようなことが今課長から回答があったわけですが、ならなぜ1,000万自衛防疫協議会に補助出した時に、養鶏の農家に石灰の一俵でも配布ができなかったのかと、鳥インフルがちょうど発生していた時でした。まあ、そこ辺については水かけ論になろうと思っておりますので、私はそこ辺の問題については今後ともずっと見ていきたい、注視していきたいというふうに思っていることを申し上げ、以上で質問を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、米山知子君に発言を許します。

○議員（米山 知子君） 通告書に基づき質問をいたします。

最初に空き家についてお伺いをいたします。全国の空き家が820万戸で総住宅戸数に占める割合が13.5%で、過去最高になったことが総務省の住宅土地統計調査で明らかになったと、7月30日の新聞は報道しておりました。

宮崎県の空き家率も13.9%であったとか、こういう数字を目にするまでもなく川南町でも空き家らしき建物が目につくようになってきています。空き家は老朽化に伴い、景観の悪化やごみの不法投棄、犯罪の誘発などの問題、さらに倒壊などの安全面度の問題に加え、空き家を目にする近隣の住民の心理的マイナス面を考えると何とかしなくてはならないものだと考えます。川南町としては、空き家に関してどのように考えているのか伺います。

そこで、まず1点目は、川南町は町内の空き家の実態を把握しているのかということです。さらに、近年の高齢化でひとり暮らしの高齢者はもちろん、高齢夫婦の増加は空き家予備軍が拡大していることを示しています。空き家を問題として考えるなら、こういうケースを含めて空き家の実態を把握することが第一に必要でしょう。

ふえ続ける空き家の実態をどのような方法なら把握できると思うかお尋ねいたします。

2点目は、住宅政策についてです。

空き家がふえている原因はいろいろ言われますが、住宅の過剰供給が最大の原因であると

言われます。不況時の景気対策に住宅建設や購入の促進など、新築に重きを置く住宅整備策が行われてきたことや、新築物件を好む国民性などがあると言われます。

川南町も定住促進のために、昨年度より持ち家取得助成事業を始めていますが、先日の補正予算の説明では、今年度既に16件の助成を行ったので、さらに20件の助成分としての予算の追加が提案されました。

この事業は、新築住宅が対象となっていますが、中古住宅を購入することは助成の対象にはならないのか、また、町外からの転入者の場合、土地の取得についてはどう考えるのか伺います。

3点目は、空き家バンクについてです。

空き家についてはどこの自治体でも問題意識を持ち、空き家バンクを設けていますが、川南町でも空き家バンクを設置し、所有者と利用者の間に立ち、空き家の利活用に取り組むべきであると思いますが、いかがでしょうか。

空き家についての最後の質問は、商店街の空き店舗についてです。

先日の商工会役員総代研修会では、現在の商工会会員数は2番街が29件、3番街が32件であるということをお聞きしました。しかしながら、現在でも空き店舗が目につきますし、さらに現在の経営者の平均年齢は5年後には70歳を越えるということ、半数近くのところは後継者がいなく廃業を考えていることなど、空き店舗がふえていくことが予測されます。

町としてこういった空き店舗の実態を把握しているのか、空き店舗の利用について何か考えているのかを伺います。

2番目は、高齢になっても自立した生活ができる地域づくりについて質問いたします。

小学校区ごとの自治公民館がスタートして半年がたちました。自治公民館の最大の目的は、地域でお互いに助け合うきずなづくりであると思っておりますが、地域の中で見守りや援護の必要な人、逆に見守りや援護のできる人などの情報が共有できてこそお互いに助け合うということができないのではないかと思います。

個人情報保護法が施行されて以来、情報の共有が難しくなっております。保護しなければならない情報と、共有しなければならない情報とを分け、本当に必要な時に役に立つ情報の共有はできているのかを伺います。

最後に、ひとり暮らしの高齢者に学校給食を提供できないかを伺いをいたします。

高齢者にとって健康を維持するために重要なことの一つに食事があると思います。現在、社会福祉協議会で安否確認を兼ねた弁当の宅配サービスが行われておりますが、これとは別の観点から提案いたします。高齢者に必要なことは、教育と教養だということを私は昨年の9月議会でも話しました。

教育とは、きょう行くところがある、教養とは、きょう用事があるということです。週に1日でも学校に給食を食べに行くということは、高齢者にとって教育、教養を実践し、曜日の認識や生活リズムの調整、年代を越えた人との交流、さらに栄養バランスのよい食事、安

価な食事などメリットはたくさんあります。

学校給食は高齢者に教育・教養を提供できる機会になるのではないかと思いますがいかがでしょうか。学校給食は、学校給食法に基づき、児童・生徒に提供されるものだというような考えではなく、今回の提案は、今あるものを柔軟に活用することで、介護予防を図ることにもなりますし、さらに子供への教育効果も期待できるものだと思います。

以前にも、この提案はさせていただきましたが、その時は町長は賛同していただいたと記憶しておりますが、具体的に進展はしておりません。再度、提案をしてお考えをお聞きしたいと思います。

詳細については、質問席で行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの米山議員の質問にお答えいたします。

2点ほど、空き家についてということと、あと高齢者についてということですが、現在、宮日にも先月載ってたかと思いますが、全国的な調査、5年に一度だと聞いております。その数字が発表されてるところでございます。全国で13%、県内で12%ぐらいだったと記憶しておりますが、町内の報告については、少し遅れて入ってまいりますのでまだ5年前の数字しか持っておりませんが、その時においては7%という数字です。

じゃあその全てを把握してるかということ、全てと申しますのはどういう状況で貸したいのか、売りたいのか、壊したいのかという、そういう含めての把握という面については町としてはしておりません、できておりません。

これからそういうことについての必要性を問われました。確かに空き家に関する問題というのは、一つは安全面があると思います。それは、倒れる——倒壊とかいう意味、そしてもう一つ御指摘があった防犯について、一番言いたかったのは、それをしっかり利用して地域のために使えばという米山議員の理論だと思っております。そういうことに関して非常に貴重な意見であるし、方向性としては十分あると考えております。

では、それをどうやって調べるのかということですが、空き家バンクも含めて答弁ということになります。現在、8社ほど民間のそういう業者がいらっしゃいます。不動産関係と御理解いただければと思っておりますが、そういう方々の力を借りながら、町が率先してやるというんじゃなくて、うちとしてのスタイルはそういう業者の方にまずはいろんな民業圧迫というものもありますので、そういう方と協同しながら状況を把握したいと思っておりますし、議員が言われる新しい形の展開というのは非常に考えられる可能性があると感じております。

商店街についてでございます。実際ほかの他町村でも多くシャッター街と言われる、非常に寂しい思いがする言葉でございます。川南町において、特にトロントロンにおいてということで、数字的には十数件あると聞いております。その中には、住居と兼ねてる店舗、ですから倉庫としては貸せるけど、全体としては貸せないとか、そういうさまざまな条件があるとも聞いておりますし、現にいろんな形で申し込み等が来るんですが、家賃の状況であると

かいうことで、思ったよりは話、空き店舗をしっかりと利用するというところには至っていないと思っておりますが、常に商工会の皆様と連絡を密にとりながら商店街の活性というのは大事な問題でありますので、今後ともしっかりと連携して取り組んでいきたいと考えております。

2つ目の高齢化についての地域づくり、見守りとかそういうことでございます。個人情報保護法ができて、いろんな意味で地域における連帯感という観点からすれば、非常にやりづらい部分があるのは事実です。少し法律としては行き過ぎじゃないかという声があるのも事実であります。現状といたしましてその法律が生きておりますので、まずそれは介護、支援という災害の時を含めて、そういう面からすると、協力関係機関というのがございます。うちでいいますと社会福祉協議会、包括支援センター、民生委員、児童委員、そういう方々に対する情報共有はできます。

通常でいきますと、それ以外の方々については本人の同意が必要ということで情報を開示することはできません。災害においては、まず人命優先でありますからその時にはきょうも来られておりますけど、公民館長さんいろんな方々に対する情報の提供は一定のラインでできるところであります。

大事なところは議員が指摘ありましたように法律の壁がある以上、こちらから一方的に出せない以上、地域で常に連絡が取れる情報が地域で共有できるそういう地域づくりをすることがまず大事だと考えております。

今、自治公民活動進めておりますが、ひとつの大事な要素としてそういう情報いかに共有できるかということは、非常に大事なことだと思っております。

最後に高齢者の方に対する給食の提供と、以前の質問では町長はいいといったふうにお話をいただきました。考えとしては、非常に高齢者の方と子供たちが一緒に接する非常に大事なことであると思っております。同じ答弁をして申しわけありませんが、学校給食法ということだけを取り上げますと、いろんな交流の場であるとか、食育の場であるという形からすると、非常に受け入れられるとこだと思っておりますが、食事、例えばこれは子供に対するカロリー計算をした食事でありますので、あくまでも学校の中での提供ということになります。

現在、川南町として取り組んでいるのは、そういう面も高齢者の方たちが元気にきょう行くところがあって、きょう行く用事があると、非常に大事な要点であります。今、それは全国でやってるのは私は2カ所だと聞いております。東京の調布と埼玉の志木市だと聞いておりますが、川南町においては、ふれあいサービスという25カ所やっておりますので、そちらのほうで今、高齢者の方々の見守り、そういうことはやっていると感じています。学校給食に関しては教育委員会のほうが所管しておりますので、足りない分については補足を説明をお願いいたします。

以上です。

○教育長（木村 誠君） 今、町長からも答弁をしていただきましたけれども、共同調理

場それから単独調理場、両方ともですけれども、施設設備の改修等につきましては、国からの補助を得ておりますので、ある程度縛りがあります。

ですから、目的外使用ということになった場合には補助金返さないかんということになるわけですが、ですから町長今2市と言われましたけど、もう一つ兵庫県の相生市、これテレビ放映されたんですかね、取り組みが、私見てないんですけれども。ここはもう小・中学生とも給食費が無料なんです。全部市が負担しておりますということで、わくわくふれあい給食ということで、市の小学校・中学校全校において、要するに学習活動あるいは学校行事等に参画をされた方を対象に補助、要するに無料という制度もありまして、ここは校長が教育長に補助金申請をするという形はあっているようです。

それから、今ありました調布市、志木市につきましても週に1回、2回、これ全部の学校ではありません。調布市の場合は小学校20校の中で4校だけです。4校だけ実施しておりますし、週に1回、2回というところであります。ここもふれあい給食です。ですから、ふれあい、交流という形でやっておるんですけれども、ちょっと私、志木市の場合、見てみますとここカフェ・ランチルームという形で行われておりますけれども、前日までに先着10名の方、65歳以上とか70歳以上の方ということで10名、残り10名はその日に飛び込みでいいわけですが。市内居住者の方であれば誰でもいいという状況なんですけれども、ここ辺りで問題点はないのかどうか、あるいはただ食べることだけで学校給食というものが提供できるかどうかということについて、私自身はちょっとホームページですけども読みながらちょっと疑問には感じたところでした。

以上です。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時05分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（米山 知子君） 今、答弁を伺いましたが、何かちょっとポイントがずれてるようなところがありましたので、もう一度確認をしたいと思います。

私は、空き家がふえてるってことに対しての認識があるかどうか、これは空き家がふえてると、ただ、5年前に7%という数字があっただけで、あと現況調査、現状把握については、町内の不動産業者にやってもらいたいと。

不動産業者が取り扱う空き家は、所有者が賃貸の意思があり、しかも物件が賃貸に適用するという物件のみなんです。最初に町長が言われました空き家は、倒壊の危険性、あるいは犯罪の温床になったり、ごみの不法投棄になったりとか、そういう空き家を含めて検討しなければ、賃貸に適用するような物件っていうのは、そんなに問題はないと思うんです。そこらあたりの認識はいかがですか。そういう倒壊とか、あるいは荒れ果ててくる、そういうこ

とに対しての調査、それは必要ないと思われませんか。

○町長（日高 昭彦君） 今、ピンポイントの質問でございますが、空き家についてどういう理解を示すかっていうのを、やっぱり地域の安全の中での対応とっておりますので、当然、今言われたようなことは全て必要だと思っております。

○議員（米山 知子君） それでしたら、不動産業者が取り扱うような空き家物件以外にも、たくさん空き家はあるということをまず認識しないといけないと思うんです。

じゃあ、それを誰がどうやって調査するかです。

私、わざとこういう質問を言いましたのは、いわゆる自治公民館制度の中で地域づくり、自治公民館長は一応地域の中いろんなことを把握しておいていただきたいと、先ほど緊急時にはいろんな情報も普通は個人情報保護法のもとで特定の人にしか、関連機関しか情報は共有できないけれども、緊急時には自治公民館長にもしていただきますよということを言われましたけれども、その観点から見ても、自分の管轄している地域内がどういう状況にあるかということは、きちんと自治公民館長は把握しておいていただきたいと思うんです。

だから、そういう意味で、行政のほうから自治公民館長に本当にピンポイントで、ここに家があって、これは果たして改修をしたら住めるのか、あるいはもう軒が落ちて取り壊すしかないのか、そういうことを把握しなければ空き家対策の一番手初めにはならないと思うんですけれども、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 今、御指摘のとおりだと思っております。

いかに、我々が住民の皆さんと向き合うかという視点、非常に一番大切だと思っております。つまり、自治公民活動も含めてかもしれませんが、地域がどういう状態であるのかというのは、やはりどういう空き家だけに限らず、いろんな面でそれは必要なポイントだと思っております。

○議員（米山 知子君） 8月8日の宮日紙の投書の欄なんですけど、宮崎市の自治会長の方がふえる空き家、条例制定を願うということで投稿されておりました。住民から、非常に危ないと、それで、何とかならないかということ考えたけれども、町長も御存じだと思いますが、いわゆる税制法の特例があったりして、なかなか取り壊しを所有者がしないというようなところに対して、条例で行政が倒壊寸前の家屋を取り壊すということを条例で決めたというところもちろはらと出てきてるんです。

だから、市街地においては恐らくそういうことも今から先出てくると思うんですが、私は田舎においては、むしろこういう取り壊し、空き家があることに対して倒壊の危険というよりも、非常に住んでる人の心理的マイナス面、そういうことも大きいと思いますので、そういうことも含めて本当に利用ができる空き家なのか、もう利用ができないのか、取り壊すしかないのか、そういうことの分類をしながらの空き家調査っていうのは問題を解決するためには一番最初のことではないかと思っておりますけれども、そういうことに取り組んでいこうという気はありますか。

○町長（日高 昭彦君） 繰り返しになると思いますが、まず一番大事なのは、そういう地区がどういう状況にあるか、介護が必要である方がどのくらいいらっしゃる、支援が必要な方がいる、そういう項目も含めた上での空き家という状況だと考えております。

これからについて、地域づくり、非常に重要な政策の柱として考えておりますので、これから先についての必要性は十分に出てくると思っております。

○議員（米山 知子君） 必要性は出てくるっちゃうことですが、それをやれると思うか、やれないと思うかです。

○町長（日高 昭彦君） 端的に言えば、やっていくべきことだと考えておりますし、方法としては、先ほどは不動産業者というお話をさせていただきましたが、例えば、固定資産の通知書に記入欄を設けるとか、ガス、警察、あとは、電力会社、郵便局、いろんな方たちがおりますので、そういう、ある意味の見守り隊、それと地域の方々、その連携をしながらこれからを考える可能性を十分あると考えております。

○議員（米山 知子君） この空き家を利用するときの1つの事例なんですけれども、これおもしろいなと思ったのは、あるところで小学校が廃校寸前であると、なんかうちの町にもそういうの当てはまるようなところあると思います、児童数が減ってきて、廃校寸前であると、もう廃校にするしかないと思うか、その地域に住んでいる人にとっては、小学校は核になる場所ですから、廃校にしたくない、じゃあどう考えたか、親が亡くなって、子供は都会に出て、空き家になったっていう住宅っていうのはたくさんあると思うんです。特に周辺部に行けばたくさんあると思います。

その所有者に連絡をとって、小学校を廃校にさせないためにお宅の空き家を貸していただけないかという、具体的な目標を示して、そしてお願いをしたと。

今、ふるさとを離れてても、自分の卒業した学校が廃校になるというのは忍びないと、もう使っていない空き家だけそれがお役に立つならということで、それに了解を得て、非常に低家賃で、子供がいる人という条件で、その空き家を提供したと、もちろんそれは地域の中でそういう協議会というのを立ち上げられてみたいですけども、その協議会が管理をするということで、いただいた家賃で次の空き家のリフォームをすると、最低限のリフォームでしょうけれども、ですから所有者は経済的負担をかけないと、なおかつ地域の空き家はなくなる、しかも小学校の廃校も児童数がふえることで免れると、なおかつ、新しく入ってきた人たちのコミュニケーションが図れて、新しい地域住民がふえたと、いわゆる定住する人がふえたと、非常にいい取り組みだと思ったんです。

目的を共有することが1つの成功例だというふうな説明でしたけれども、空き家というのは使い方次第で、いわゆる定住人口を促進するということにもつながると思うんです。そのためには、私はまず空き家は一体川南町は現状はどうかと、何でもそうですけれども、まず今はどうかということを考えないと、対策の立てようがないと、こういう状況だからこれに使えるんじゃないかというふうな柔軟な発想というのが出てくるんだと思うんです

けれども、次の住宅政策ですけれども、先ほど答えがなかったんですけれども、新築住宅だと私は解釈してたんですが、いわゆる定住促進のための中古住宅の購入そういうことに関してはどうだったのか、含めてちょっとお伺いをいたします。

○町長（日高 昭彦君） この助成に関しては、新築も中古も同じでございます。最初の質問でもありました、土地についてはということですが、土地については現在の事業には入っておりません。

○議員（米山 知子君） さっき、続き。（「え」と呼ぶ者あり）続き、もう1つ言ったでしよ。（「言いましたっけ」と呼ぶ者あり）現状を把握することに対しての必要性を。

○町長（日高 昭彦君） 申しわけございません。追加でお答えをさせていただきます。

現状把握する、それは本当に全てにおいて大事なことでありますし、議員が御指摘のとおりだと認識しております。

○議員（米山 知子君） しないといけないと思うか思わないか、やるつもり。（発言する者あり）

○議長（竹本 修君） 名前、氏名を通告してお願いします。

○議員（米山 知子君） 現状調査をする必要はあるのか、必要はあると思うけれども、やる気があるのかどうか、しないといけないと思うかどうか、必要かどうか、必要と思うだけでなく、思ってるだけでは事は進まないんです。現実一步踏み出すかどうかを、その意思があるかどうかをお聞きしてるんです。

○町長（日高 昭彦君） 明確にお答えします。 意思は当然あります。

○議員（米山 知子君） 次に、商店街の空き店舗についてですが、商工会と連絡を密にして、なるべく活性化に努めたいということですがけれども、それも活性化に努めたいという非常に目的は、大きな夢はある。具体的にじゃあどうしたら活性化に努められるか、商店街の方と、いわゆる商工会の方と、はっきりとそういう詳しい空き店舗の利活用についてということで、意見交換会なりをされたことはありますか。

○産業推進課長（押川 義光君） 米山議員の御質問にお答えいたします。

商工会、もちろん商工会長を含め、現在TMOという団体を組織しておりますが、その方々との空き店舗対策についての具体的な話というところまではいっておりませんが、それに対してどうするかという事務レベルの話はちょっとしているところでございます。

まずは、現状としましては、把握をし、そして今後どういう形が一番望ましいのかと、そういうところの話までにとどまっておるところでございます。

以上です。

○議員（米山 知子君） 私は、その地域の高齢者を周辺部、あるいは市外、商店街の近辺、トロントロン筋の人も考えて高齢者がどんどんふえてると、先ほど学校給食のこと申し上げましたけれども、とにかく気軽に行ける場があれば、非常に介護予防に効果があると、それは、1カ所、町内で1カ所とかいうよりも歩いて行ける距離にちょこちょこ寄れる、井戸端

会議ではないですけども、立ち寄り場所があることが介護予防の一番先ではないか、学校給食を申し上げたのは、学校給食はそれに栄養面とか、そういうものもつけ加られるのでさらにいいのではないかということで学校給食に私は着目してるんですが、やはりまずは気楽に立ち寄れる場所、高齢者がですね。これもまた、今報道いろいろ見てますと、認知症の方用の認知症カフェであるとか、あるいは高齢者向けのカフェであるとか、あるいは、年齢を制限しない誰でもちょっと気軽に寄れる場所、そういうところが続々とできているようです。

それに対して、私は商店街にはそういうのはできないだろうと、私は軽トラ市で出店しましたときに、トロンのお年寄りの方がちょこちょこ来られます。非常に楽しみにして、会話を楽しみに来られると、そういう場なんです。高齢の方がちょっと立ち寄って普通の話をする、そういうところはできないかなということ、ずっと思っていました。

商工会、商店街の方もそういう意見はないのかなと思ってましたら、商店街の方の中にもそういう構想というか、夢というか、そういうのがあるんだけど、具体的にはやはり何かを始めるときには資金があると、ちょっと改修するにもすぐに100万ぐらいのお金はかかります。そういう資金を考えたときに、直接自分の商売になるわけではないので、こういうことがあるといいと思うんだけどもということがなったときに、行政の介護予防と、商店街の人の場所の提供と、そういうことが合体すれば、私は両者ともにいいものができるんじゃないかと思うんです。

なおかつ、さらにもう一步進めれば、これ8月の朝日新聞ですけども、ローソンが介護コンビニを始めるということが載っておりました。本当にやっぱりローソンとかセブンっていうのは、やはり時代の先端をいだけあって、もう着眼点が違うと、私は関心しました。

今度ローソンの介護コンビニっていうのは、ローソンの店舗の中に高齢者が気軽に立ち寄れる場所、しかも、ケアマネジャーとかを置いて、いろんな相談に乗れるところとして、介護コンビニを設置すると、商売もするし、高齢者が立ち寄っていただくことでプラス商売にもつなげるというような構想じゃないかなと思うんですけども、さらに一步進めて、まだ介護が必要ではない方たちが多いわけですから、介護に至らないために、都会ですから、運動をするためのフィットネスクラブを紹介したりとか、そういうふうな趣味の講座を紹介したりとか、そういうことにつなげていくと、これは介護に至らないための人のためのお店なんです。

だから介護だけが目的じゃなくって、私が言ってるのは、介護の要支援がもう今から町村の事業に来年になるとおろされますよね。それを考えたときには、介護保険になってしまった方は、介護保険で適用できると思います。ところが、要支援であるとか、あるいは支援にもならない人たちをいかに介護保険に利用しないようにするかというところにやっぱり町としては全精力を使うべきではないかと、そのときにこの商店街の空き店舗をそういう場所に提供できないかと、それは商業と福祉の合体、健康と商業と福祉の合体であると思うんです。

町長は以前、医商連携ということを言われましたけれども、医商連携と同じかも知れませ

んけれども、介護に至らない人をふやさないためには、今何をしたらいいか、何ができるのか、現実の問題を考えたときに一緒にできて、一緒に効果が上がればこれ以上のことはないと思うんですけれども、そういう発想というのは商店街の会話の中、話し合いの中では出てこないものでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） すばらしい熱弁を聞かせていただきました。ありがとうございます。

安倍総理も地域の創成が地域をもう一回元気にするのが、国の柱であると明確に打ち出されました。地域創成省という形もつくられております。今、議員が御指摘のように、以前の言葉でいうと介護を含めた医療、それと、商業を一緒にした医商連携、そういう1つのことをやるのではなくて、いろんなトータルとしてやった結果、もっともっと結果がよくなるという取り組みが、いろんな組み合わせが考えられると思っております。当然、これからの地域それぞれ特色がありますので、川南町にあったスタイルは何なのか、トロントロン商店街に限って言えばどうなのか、高森地区ではどうなのかと、本当にいろんな場面を見据えたこれからの町計画っていうのは非常に大事であると思えますし、福祉が、福祉だけではなく、そういう福祉を中心とした商業の形、コミュニティーの形というのは、これからの大きな課題だと思っております。

○議員（米山 知子君） 行政がそれにどういうふうな支援をするかということですが、助成ありきでは補助金とか、助成ありきではなくて、こちらではやる気がある、本当に商工会の、商店街の方たちの中で、そういうことが自分の頭の中でそういうことが自分の頭の中で計画であるんならば、もう本当プレゼンテーションかなんかして、これだったらぜひやっていただきたいというようなことを取り入れるぐらいの、それぐらいの行政としてはやっぱり力を入れていいんじゃないかなと思います。

補助金とすれば、国富が空き家を改装してコミュニティーサロン縁側かふえ^り ^ー ^の ^{l i n o} っていうのをオープンしましたという、これも新聞報道がありました。これは、県市町村振興協会の助成を受けてというようなこともありますので、その計画があれば、何かその助成の形、安倍総理が地域創成ということを言われておりますが、具体的に何をしたらいいかということは、こちらから言わないと、何かありませんかと、上から来るのを待ってるだけでは生まれてこないと思うんです。

ですから、うちはこういうことをしたいんですけど何かないでしょうか、これがやりたいんですけどっていうことを、しっかりと意思表示をすると、それには目的は何か、私は一番は介護をふやす人をふやさないと、高齢者の方が生き生きと健康寿命を全うするというのが一番の幸せなことであると思っておりますので、そのためにはどういうふうな手段が必要なのかということを、これはトロントロン商店街のことだけではなくて、地域も含めてです。そのときに、高齢者が気軽に立ち寄れる場っていうのは、非常に大きな意味があるのではないかなと思うんです。

学校給食のほうに移りますが、先ほどの教育長やら、町長の答弁は、もう全く予想どおりの答弁でした。私もそれくらいのことは、ネットで調べております。ついでに申し上げれば、どこの行政も同じような答弁をすところがあるらしくて、鳥取市なんかも、そういうことを、鳥取市は、学校給食は学校における食育の推進を図ることなどを目的とした学校給食法に基づき、小学校、中学校等の児童、または生徒に対して実施されるものと、ここらが、学校給食はあれから違いますよということです。

私たち議員にとっては、非常になじみのある町名なんです。北海道のいちばん議会基本条例をつくったところですけども、そこも同じようなことを言われております。そこは、反問として議員の質問に対して、反問としてこの目的は食育を充実させるための学校給食開放なのか、あるいは、閉じこもりの高齢者の支援事業として活用することなのかということ、反問までされてるんですが、両方ありますよということなんです。

ですから、あんまり前向きではないと、ところが先ほど全国で2つ、3つのところが実施されてますよということで、お話になりましたが、そこはやはり何とか高齢者を、こういうことを活用してできないかということで、カフェ形式にしたりとか、ふれあい給食にしたりとかですけども、さっき言われましたようないろんな縛りがある、法律がある、それでいくと、前と同じことしかできないです。

でも今あることを別の分野で何とかできないか、それを打破したのが私はこの3つの自治体ではないかと思えます。

まず、第1は、これ私テレビでちらっと見たんですが、学校に関係者以外の人が常時入るってことは、児童の安全上非常に問題があるということが一番大きな壁になったので、もうそこは自由に出入りをできる場所ってものを区切って、ここまでですよってものを区切って、それはやりましたとか、問題意識を持てば、何か解決の方法はないかなと考えられると思うんです。

最初からできませんということで、思ってしまうと問題解決は何もできないと思えます。私、学校給食を言いましたのは、先ほどふれあいサービスも言われましたが、ふれあいサービスは1カ月に1回です。1カ月に1回よりも、私は週1ぐらいでもできればもっと高齢者にとっては、非常に介護予防に効果があるんじゃないかと、またつけ加えて、先ほどいろんな給食の共同調理場のことの施設面でも言われましたが、平成17年の食材の提供数、何食だと思われま。通告してなかったから、わからないと思えますけれども、10年前です。1,890食です。26年の4月、ことしです、幾ら減ってるのでしょうか、1,635食です。250食ぐらい減ってるんです、調理の食数が。

ということは、それ目的外使用ということちょっと置きまして、容量的には十分に調理をできる能力はあると、ましてやそれを全町を一斉にするわけではないので、週に1回であれば、5つの小学校区で山本は月曜日とか、多賀は火曜日とかいけば、恐らく二、三十人くらい、多くてもそれくらいの人数の給食数の増加で済むんじゃないかと思うんです。

ですから、何が必要か、何を目的にするか、そのためにはどうしたらいいか、これがいいと思ったら、じゃあこれを実施できない問題はなんなのか、それを考えないことには最初からこれはできませんというふうに思っていたら、何も物事は解決せずに、前例踏襲型の行政しかできないと思います。

じゃなくって、改革、革新、よりよいものをつくるためには、必ず何を目的にしたいか、介護に至らない人をふやさないためには、具体的には何をしたらいいかということを考えたときには、問題解決もそれに合わせてできるのではないかと思うんですけども。

いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 何度も素晴らしいお話を聞かせていただきました。

いろんな問題を考えるときに、確かに前例踏襲、最初からできないつもりで考えれば話は簡単なんですけど、どうやったらできるのか、どこまでできるのか、どうやってできるのか、本当にそれが我々の課題であると思っております。全てを無視して考えるのは、非常に厳しい現状でありますけど、法は法の中で、制度は制度の中で、それでも我々の可能性というのは、今議員の言われるとおりで思っております。大事な視点だと思っております。

○議員（米山 知子君） 町長の答弁は、非常に模範的な、優等生的な答弁で、なかなかここがどうのってことが言いにくいんですが、欠けてるのは、具体的、現実的、事をいかに実行するかということが、私は一番欠けてるように思います。

大きな大目的はいいんです、でもそれに至るまでにいっぱい小目的があって、また、小項目があってというふうに、一つ一つ潰していかないとなかなか現実が変わらないと、だから、いかに実践をするかということが、一番大事なことではないかと思っておりますので、今後、いいと思いますというお言葉でしたら、いいと思うんであったら、それをどうしたら実現できるかということをお考えいただきたいと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○教育長（木村 誠君） 濟いません、私のほうで答えさせていただきますけれども、地域に開かれた学校づくりというのを今目指してやっていますし、いろんな方たちが学校に来て学習活動に入るといふ、人材バンクの整備もみなしております。

学校からまだそういうところ話上がってきてませんが、仮に東小学校を例にとってみたいと思います。高齢者と低学年の子供たちが、昔の遊びとか通して交流活動をしております。ですから、それを三、四校時にやる、でそのまま残っていただいて一緒に給食を食べていただくと、そういう形からはできると思います。これはです。

今のところ、まだ5校の要するに給食試食会だけしか、昨年度も実施されておられませんので、そういうところ辺からとっかかっていってということは可能だと思いますけれども、しかし毎日毎日給食を食べることだけに来てもらうということについて、やっぱり限界があると思います。

やっぱり、ふれあいとか、そういう交流とかさっきも言いましたけど、そういう給食活動でない子供たちのふれあい、いずれかを目的にしないとただ単にその食べに来られること

だけに対して学校給食ってのは提供はできないだろうと、私は思っております。

以上です。

○議員（米山 知子君） 何かの形ででも、やっぱり私は学校給食を提供するという事は非常に栄養面と、安価な面、1食250円弱です。そうすると、宅配のお弁当は400円、普通、ちょっと買ったとしても300円くらいすると思いますが、学校給食の場合は恐らく現在の料金250円以内くらいで、提供していただけるんじゃないかと思うんです。

だから、その辺も高齢者の経済事情を考えたりしたとき、教育長は今、そのことだけのためにというのはっていうのは言われましたが、子供とのふれあいももちろんありますが、やはり来たときの高齢者同士のふれあい、それと、当然そこには何かお世話をする人たちがいると思います。

それは、学校の先生にお願いするわけにもいきませんので、そういうときにこそ地域の中の例えば福祉委員であるとか、何とか委員であるとか、あるいはその委員で使わなくてもボランティアの方たちで週に1回お手伝いをしていただけませんかという呼びかけをすることが、地域の中で高齢者に目を向けるというきっかけになるのではないかと思います。

最後に1つ御紹介しておきます。これもああそうかなと思ったんですが、農業新聞に熊本県の大和町長が福祉が支える山間地の暮らしということで投稿をされておりました。

これを見ますと、大和町っていうのは、矢部町と清和村と、あと蘇陽町が平成17年に合併をして1つになって大和町になった、熊本県の町です。人口規模は現在で1万6,000くらいです。

ですから、もともとはもっと小さな村同士だったと思いますが、その下矢部西部地区社協っていうところが、いわゆるコミュニティーカフェをつくって集会所での茶話会を開いたりとか、そこに筋力トレーニングの設備を置いたりとか、介護予防体操などをしたりとか、口腔ケアをしたりとか、あるんですが、お年寄りのひとり暮らしが多いので、要介護にならないこと、疾病の現状維持や重症化予防に地域を上げて取り組んでいる、これを実際に支えているのは、地区のその社協の会長と福祉協力員15人なんです。そういう組織ができています。

ですから、自治公民館も、自治公民館やっとスタートしたばかりで、この大和町も平成17年に合併して、今のこの矢部西地区ということができたと思うんですけれども、10年近い年月の後に、こういうことを町長が福祉が支える山間地の暮らしと、じゃあ誰が、何が福祉を支えてるのか、行政が支えてるわけじゃないんです。地域の人たちで福祉を支えてるんです。そういう町ができてると、ですから、こういうのは非常に私は先々、こういうことはお手本にすべきじゃないかと思うんです。ですからぜひ、自治公民館もこういうことを見据えて、少しずつ一石一石を投じていながら、10年後にはこういう地域が支える田舎の暮らしというようなことができていったら素晴らしいんじゃないかなと思って、ぜひ自治公民館のリードする行政に期待をしたいと思いますが、そこらあたりの一言、お考えを聞いて終わり

たいと思います。

○町長（日高 昭彦君） このたびの自治公民館制度、究極の目的は、やはり自立する地域でありますから、当然それは一番の目的、福祉、介護、そういう田舎のよさ、そういうのを含めた新しいコミュニティーをつくっていきたいと思っておりますので、ぜひ頑張っていきたいと思っております。

○議長（竹本 修君） 次に、山下 壽君に発言を許します。

○議員（山下 壽君） 久しぶりの一般質問でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

通告に従い質問させていただきますが、質問に入る前に、8月20日広島での豪雨災害で、また北海道利尻島での豪雨災害で亡くなりました、74名の方に対し、心からお悔やみを申し上げます。また、災害に遭われました皆様方にお見舞いを申し上げます。

さて、中央政治は安倍総理が党人事及び第2次安倍改造内閣をなされ、副総裁に高村正彦氏を、幹事長に元総理の谷垣禎一氏を、総務会長に二階俊博氏を、超ベテランで安定政治実現にまた組閣には、女性閣僚が5人も登用され、首相は地方創成を公約されました。大変、期待するところであります。

私が今心配していることが1つあります。それは、選挙の投票率の低下であります。大都市においては、30%そこそこと、また川南町においても、投票率が年々下がっております。

一方、西米良村では、90%代と高い投票率であります。なぜなのでしょう。政治が、政治家が国民、町民に信頼を流しているのではないのでしょうか、政治家が、国民、町民に信頼される政治を行うことが求められているのです。

町民が求める政治、政策を行うことです。私ども議員にも当然求められるわけでございますが、町長の判断、決断なしでは、私どもにはどうにもなりません。

そこで、町長のよき判断、決断をお願いして、通告に従い、質問に入ります。

まず最初に川南町の町営住宅政策についてお伺いします。

川南町の町営住宅の校区ごとの戸数を見ますと、川南小学校区、363戸、全体の73%であります。東小学校区、66戸、14%であります。通山小学校区、48戸、10%であります。多賀小学校区、14戸、2.7%であります。何と、私の出身校山本小学校区は、12戸で、2.3%のシェアであります。

そこで、町長、この不均衡、どのように考えられるかお伺いいたします。

今回、安倍総理も東京の1局集中を是正を目指すとして地方創成本部を設置されました。川南町でも、町のほうに人が集まり、周辺部は過疎になっています。過疎部の住宅政策が重要な人口な均一化を図るための政策であります。町長のよき判断をお願いいたします。均衡をとれる住宅政策をお願いいたします。

そこでお伺いします。ずばり、山本地区に町営住宅建設計画をしていただく考えはないのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、災害政策について質問いたします。

今回は、同僚議員からも質問がありますので、省庁の今後の方針や、今後想定される災害対策についてお伺いいたします。

私どもの町、川南町は、災害に強い町であると私自身自負していましたが、ところが、想定外と申しますか、6月3日、4日の集中豪雨で見た状況は、大変でした。人災は出なかったものの、災害箇所は大小合わせると農地課関係で207カ所、建設課149カ所と、箇所数でいくと過去に類を見ない被害ではなかったでしょうか。

私は、4日の午前6時30分ごろから、山本地区を巡回しましたが、一面が川のような状態でした。山本地区でも床下浸水が2カ所ありました。地元消防団が出動してくれまして、対応していただき、大事に至らず感謝をしているところです。

巡回して思ったことは、山の木を伐採してあるところと、木のあるところでは、保水力の違いにびっくりしました。木のないところの周辺道路は、大変な水でした。また、巡回して思ったことは、道の低くなっているところや、川の端の付近で車がえんこしてました。危険な状態でありました。その状況を見て、私は役場にも山本地区の情報を連絡したところでした。

私はすぐさま判断をいたしまして、私の関係する会社の社員70名に対し、自宅待機を指示いたしました。災害時の指示判断がおくれると、大変になることをつくづく痛感いたしました。私、前々から言われているのですが、山本地区の沓袋振興班より要望があるのです。町営牧場ができて以来、大雨が降るたびに振興班内の排水があふれ、大変困っているとのことです。担当課に相談するのですが、排水対策の事業がない、また地区内だけの対策では解決しないんだと、地区内を対策してもその次があふれるのであります。

6月3日、4日の豪雨を経験して、早急な対応、対策が必要であります。町内全域を行うには、相当な予算も必要と思われれます。また、3日の日に、気象庁は8月の豪雨は異常気象であると結論づけ、30年に1回の頻度であると発表いたしました。ところが、一方では、地球温暖化も短時間に猛烈な雨を降らせる一因となっており、こうした減少は再び起きる可能性もあると述べ、災害への備えの必要性を強調されてます。

豪雨の検証を行い、対策を実行していただきたい。そのためには、県や国に対し、速やかな行動をお願いします。総理も幸いにして地方創成に力を入れるとのことですので、議会と執行部が一丸となり、解決していかなければなりません。

そこでお伺いいたします。現時点での危険災害地域の予防対策はどうなっているのか、川南町の排水対策はどのように考えていらっしゃるかお尋ねいたします。

この後は、質問席からお伺いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの山下議員の質問にお答えいたします。

まずは、町営住宅についての御質問でございますが、川南町においては、503戸の町営、公営住宅を含めた管理を行っております。これは、市町村の全世帯に対する割合という点か

から見れば、県内ではかなり上位のほうに位置しているものと考えておりますし、これまでの政策について非常に昭和40年代、50年代から建てられた住宅が非常に多くなってきましたので、建てかえの時期、そういう状況であるのも認識しております。現在においては、さくらが丘住宅の建てかえ工事をやっているとござります。今後、山本地区におきましては、ことし新たに石井従事記念川南保育園が開園いたしましたので、地域の皆様のアンケート、またはそういうパブリックコメント、そういうのを参考にしながらこれからの住宅政策というのを考えてまいりたいと思っております。

また、災害についてでございますが、最初に議員が言われた、川南町は災害に強いと自負があったということでござります。本当に、平田川が氾濫して、その私の地区でありました。堤防ができて70年と聞いておりますが、初めてだったと、非常にこれは厳しい状況ではあったんですが、考えによっては、過去に70年間でなかった雨が降って、言い方は申しわけありませんが、床上浸水が4件で済んだというのは、ある意味、川南町が台地である、災害に強いということは認識できたんじゃないかと思っております。

そういう面を含めて、現在どうしてるのかということでござりますが、当然災害について危険箇所を調査してござりまして、川南町においては土砂災害危険箇所というのは83カ所ござります。また、土砂災害防止法という法律に基づく指定もござりまして、これは、土砂災害警戒区域、これが13カ所、その中で特に特別警戒区域、用語ではレッドゾーン、イエローゾーンという形で分けてござりますが、こういうことに対しては法に基づいたいろんな措置が必要になります。

最初の意味も含めて、災害予防については、ソフト面、ハード面、2つあるかと思っております。ソフト面につきましては、調査、現状の把握、それから住民への周知、ハード面については、事前にそういう危険とされる場所についてののり面工事、そういうものであると認識しております。

これらの当然、法に基づいた整備は十分に行っておりますが、それにおいても、現に災害が起きたという現実がござります。議員の御指摘のように、じゃあそれをもってどうするのか、これから例えば排水対策も含めての話になるかもしれませんが、現状で見られる要件、基準、そういうものの緩和政策も要望したほうがいいんじゃないかと、町だけでなかなか単独でできないこともありますので、今後については、国、県、一体となって要望活動、それは、設計基準のもう一度見直しが必要んじゃないかと、それは異常気象であるとか、これだけ短期間に、過去に考えられない気象、雨が降り始める現状を考えますと、新しく基準を見直す必要があるんじゃないかと、そういう観点は十分に必要だと思っております。

いずれにいたしましても、町だけでできない部分においては、国、県とともに、またいろんな形で検討をする必要があると考えております。

以上です。

○議員（山下 壽君） まず、住宅について再度お伺いいたしたいと思っております。

今、町長、私町内に今503戸の住宅があるんだというお話でしたが、その比率からして、先ほど申し上げましたように、多賀校区と、山本地区が極端に比率が低いわけです。

確かに、もう数年前から住宅政策については終わったんだというお話は聞いております。しかし、川南小学校区におきましては、特に町周辺におきましては民間の住宅もまだいまだ幾つもできているような現状であります。

町場の近くでは、民間の業者も当然、事業として成り立つわけですけども、周辺部にいきますとなかなか民間の住宅は建設はされないという状況からしますと、やっぱり町営住宅、町が何らかの形で住宅政策をやってくれないと、なかなか大変ではないかなと思います。

と、申しますのも、実は平成21年にまごころ住宅ということで、一戸建て住宅をひばりが丘に18戸、そのときに山本と多賀に1戸ずつの提案が執行部からありました。

しかし、1戸つくってこれで住宅政策終るようでは困るんで、今回は多賀校区にその山本の1戸分は建ててもらいましょうと、しかしこの次、計画として山本にぜひ住宅お願いしたいということで、議員の皆さんそして執行部にもそういう旨のお願いをした上で山本は辞退をしたという経由がありますので、どうかそこ辺りをお酌みしていただきまして、何とか山本校区に、特に場所につきましても山本保育所の跡があくわけでございますので、そこに消防機構つくるということでございますので、それも大変結構だと思うんですが、それでも十分な土地は確保できるというふうに考えておりますので、もう一度、町長、その考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 今、山下議員の本当に切実な思いというのが伝わってきたと思っております。町として戸数としての管理という点においては大丈夫だと答弁さしていただきましたが、今言われたとおり地域ごとに見てそれでいいのかといわれる視点においては、本当にこれから考え直す余地がございます。

冒頭に申しましたとおり、耐用年数を迎えた住宅も含めておりますので、これから先トータルの数をふやすというのは、非常に財政的に厳しいかもしれませんが、その配分を考え直す、これから現状はさくらが丘住宅の件の計画しかやっておりませんので、その後についてはまだ手づかずであります。やはり住民の移行調査、いろんな形でどんなことが我々できて理想的な、よりよい地域ができるのかという視点でまた今度取り組ましていただきたいと思っております。

以上です。

○議員（山下 壽君） どうか町長、さきほど同僚議員の質問に対しまして、次期町長選にも出馬の意向をされたわけですが、どうか今度の公約の1つに山本地区に住宅を建設をとということを入れていただいて、ぜひ当選を目指していただいて建設をしていただけるなら大変ありがたいなと思いますので、申し添えておきたいと思っております。

それでは、次に災害対策について質問させていただきます。

本当に先般6月3日、4日の豪雨に対しまして、本当にびっくりをしたわけでございます。

ああいうようなことが今後、地球温暖化の関係であるとするとなればやっぱり早急な対応・対策をしないと、今回は人災は出なかったものの、どのような形で人災に至るやらわからないと思いますので、早急な対策をお願いしたいわけですが、実は先日私8月26日の日、早朝——朝早く目が覚めてテレビ、NHKをつけておりましたら、災害についての番組が報道されておりました。

その中で本当にその通りだなと思ったんですが、タイムラインの対策ということでいろいろ語られておりましたが、住民を災害から守るには、早めの防災対応とそれから、その次にはタイムラインの復旧をしなければいけないというようなことのようにございますが、実は三重県の紀宝町いうところで、それをやってるそうなんですが、6カ月間かけて220項目の災害項目を決めまして、こういう時にはああするのだ、こういう時にはこうするのだというような決め方をされているようでございます。そのときも言われたんですが、日本の災害は水害が多く自治体と住民が一体となり対応することが大切であると言われておりました。そのためには、やっぱりタイムラインの情報の対応・対策、災害を最小限に食い止めるんですよというようなお話がありました。

それと関連して、私、皆さんも御記憶にあると思いますが台風8号ことしの、幸いにして被害はなかったんですが、気象庁が出した報道は50年に一度の大型で特別警報が出され、10の日には学校、あるいは交通機関全てがストップしたわけですが、私は実は、その台風8号がもう熊本の海上のほうにおる時に7月9日でしたが、鹿児島県の霧島に不幸がありまして葬儀に参列しておりましたが、そこでも雨は全く降らなかったわけです。翌10日がそういうようなことで報道があつて空港はとまる、列車はとまる、学校はとまる、しかし宮崎もまあ晴れに近いような状況であったわけです。

なぜこういうような誤報が長い時間にかけてあつたのかが信じられないです。しかし、一方ではその災害に対応しないと、まあ事故が起きなかったんじゃないかというような捉え方をしなさいという方もありますけども、余りにも離れた警報が出ると住民は本当に対応しないといけない時に対応できないと、いうことがありますので、ここ辺りはやっぱり気象庁、あるいは行政ともにそういう情報網と申しますか、例えば先般の6月4日もそうです。実は、山手のほうでは6時、7時ぐらいに降った雨が平田川のほうには8時ぐらいに届いては、あのような水になってるわけですから、山手のほうからその情報を早く入れれば、その対応もできたんじゃないかなあというふうに私思っているところでございます。

どうか、そういうような対応・対策をぜひ行政も川南町でもやっていただきたいというふうに思います。

それから私、一つびっくりといいますか感心したことがあるんですが、先週の土曜日にうちの自治公民館から公民館長から実は土曜日に夜に全員集めた会議をやるんで、今回私のつくった案があるので、それ前にちょっと聞いてほしいということで、土曜日の10時ごろに公

民館のほうに行きまして説明を聞かしていただきました。

それは、山本地区の自主防災組織についての提案でございました。その中で当然、その日の川南町が6月4日に出した情報、対応について克明に記録をされております。それから、もはや4日の反省ということで、山本地区ではこういうことを反省しなきゃいけないということで、そういうものもまとめていらっしゃいました。

そこでお尋ねいたします。川南町では6月3日、4日の災害に対する反省等々はもうなされてお尋ねしたいと思えます。

○まちづくり課長（永友 尚登君） ただ今の御質問ですが、川南町におきまして先ほどからありますように70年以上こういった災害がなかったわけで、私どもも、私も個人的に役場に入りまして、こういった災害というのを初めて経験しまして、まして6月3日、4日につきましては、それほどの先ほどありました台風8号ほどの情報もなかったわけでありまして、そういった中で課の中での経過につきましてのいろいろ反省、これは発生時といいますか、一番の降雨量、1時間の降雨量が66ミリが7時台にありました。一日積み上げて286ミリという最大の降雨量があったわけなんです、これにつきまして、課内につきましてはやはりいろいろと反省、内容といいますか時間外の対応だったということで、いろいろ電話対応に追われたことも事実であります。

それから現地に行ったところからの情報による判断をしないといけなかったわけで、こういったことのいろんな判断材料の反省点だったりとか、いろんな角度からの反省点を行いまして、さらに6月19日に全課から集めまして22名を集まっていたいただきまして、今回6月3日、4日の集中豪雨の災害経過またその対応につきましての検討会を実施しております。その内容とも精査しております。

それと合わせまして、現在平成11年に地域防災計画を策定しておりますが、今年度7月に地域防災計画の策定の見直しを契約しまして、6月補正でつけていただいたわけですが、今年度中にそういった細部につきましても、そういった災害計画ができるように今、鋭意進めているところであります。

以上です。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時11分休憩

.....

午前11時21分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（山下 壽君） ただいま課長の答弁によりますと、社内22名集まって検討会をやったということのようでございますので、早急にその結果をまとめていただきまして、我々にも御提示いただければ大変ありがたいというふうに思います。

何と言いましても、やっぱり川南町に人が住むためには安心・安全と、そのためにはやっぱり災害をいかに抑止するか、抑止の対策をどうするかが一番問題であろうと思います。自治公民館組織では、既に山本だけじゃなくてよその自治公民館も防災組織を立ち上げていろいろ活動されてるといようなお話もお聞きいたします。

しかし、自治公民館では自分たちの自主防衛、自主対策しかできないわけであって、排水路の対策なり河川の対策なりそういうものは、やっぱり行政が率先してやらないとその対応はできないというふうに考えておりますので、もう一度町長の今回の6月3日、4日の豪雨災害に遭われた結果としての、今後の対応対策について決意をお聞きしたいというふうに思います。

○町長（日高 昭彦君） 再度の御質問でございます。御指摘のとおり、やはり住民をいかに安全に守るかというかそういう視点が一番重要であります。一番は人命かとは思いますが、国のほうも近年本当に、起こる異常気象がだんだんこれが異常でなくて普通に起こるんじゃないかという想定のもとで排水路等の見直しが図られると聞いておりますし、町といたしましても今までの基準で間に合わないという現実を何度も見てる気がしますので、これからについてはいろんな形で基準の見直し等はやっていくべきだと考えております。

以上です。

○議員（山下 壽君） 最後になりますが、昨年、ことしのは4月1日からですか、山本小学校区内に保育所を建設していただきまして、山本小学校も非常ににぎわさを取り戻しております。しかし、これは保育所の園児でありまして、学校の児童数はなかなか増大しないと、ふえてこないというのが現状でございます。どうかそういうこともお含みいただきまして、何とか山本小学校区内に住宅政策をお願いしたいということをお願いいたしまして質問終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて質問いたします。4点について質問します。

第1点は、住宅・店舗リフォーム助成についてです。

業者も住民も地域も元気にする住宅リフォーム助成制度について、これまでも実施を求めてまいりました。町民、行政、業者の三者が喜ぶすばらしい制度として全国各地で取り組まれ、川南町でも口蹄疫復興事業として取り組まれています。

政府自身も、14年度予算では長期優良住宅リフォーム補助、補助率3分の1、上限100万円1戸当たりを実施しております。また、住宅リフォームに続くものとして商店リニューアル助成事業は、店舗の老朽化を何とかしたい、もう少し頑張りたいという多くの商店の願いに応えるものです。

前回の住宅リフォームの質問に対して、本町に必要な場合は検討していきたいとの回答でした。その後、どのような検討をしてきたのか、町独自の助成制度の創設を提案するものです。見解を伺います。

第2点は、新しい自治会制度についてです。

4月から、24区から6つの自治公民館になりました。小学校区を基礎に設立されたものです。私の属する中央自治公民館は、自治公民館長を中心に毎月13日に定例会議を開催し、ようやく役員も決まり形ができてきました。

まちづくり課職員も一丸で取り組んでいくとのことですが、川南町が提案した地域づくり創造プランは単に振興班やその連合組織のあり方だけでなく、少子高齢化、環境保全、災害対策など、地域の課題に応える再編だとされています。全ての世帯が自治公民館に所属し、新しい自治公民館活動が歩み始め、人口減少、超高齢社会に対応する地域づくりの方向に向かっているのでしょうか。伺います。

第3点は、非婚ひとり親世帯に寡婦控除適用についてです。

非婚のシングルマザーで、働きながら子育てをし資格を取るための勉強をしておられる方の場合、控除の対象にされていません。寡婦控除は、経済的に苦しいひとり親を救済する目的がありますが、非婚のひとり親との経済事情は他の母子家庭とは変わらないどころかより深刻な状況があります。現在、ひとり親世帯は何世帯なのか、また非婚の世帯は何世帯か伺います。控除を適用し、窮状を救うため手を打つように提案いたします。町長の見解を伺います。

第4点は、集中豪雨災害と復旧対策についてです。

集中豪雨による広島県の土石流災害は、改めて自然の驚異を痛感させられます。本町も決して例外ではなく、強烈な台風の直撃は免れましたが、6月には過去最大の集中豪雨に見舞われました。家屋の浸水18戸を初め、河川や道路の決壊、農地災害など4億600万円余の被害を受けています。

そこで1つは、災害の復旧計画と復旧の状況です。補助対象外の独自の対策は、どう取り組まれるのか伺います。

2つには、山麓地域の町道や農道の保全についてです。通行不能の町道の整備のほか、急斜面の農道の補強対策が欠かせません。町としての対策求めます。

以上4項目について質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、まず1点目の住宅・店舗リフォーム助成について、口蹄疫復興ということで本町でも3カ年実施をさせていただいております。延べで331件、助成額としては約4,400万程度であります。事業効果のほうは3億3,000万、非常に町内業者、地域経済という面においては効果があったと考えております。

現在は、持ち家制度、また今回の議会にも提案をさせていただいておりますけど、商工会のプレミアム商品券、そういった形でできること、本当に町が元気になるためにできる範囲で考えをさせていただきたいと思っております。

2番目の新しい自治公民館制度についてでございますが、議員からも御指摘あったように本当に大がかりな改正であります。今公民館長も見えておりますが、全てを一からやり直す

ちゅうのは非常に厳しき大変なことでありますので、今あるものをどうつなぎ合わせるのか、つむぎ直すのか、そういう視点でやっていただいております。

ただし、混乱を招かないように、それはスピードとしてはゆっくりでいいと思っておりますし、形としてもシンプルでいいと。しかし、確実に少しずつ前進するような形で、現在公民館長を初め地域の役員の方々に本当に御尽力をいただいていることについて感謝を申し上げたいと思っております。こういう政策について、大事なことはしっかりと地域の文化であり歴史、大事なものを守りながら新しい改革を確実に進めていく、そういう点であると考えております。

地域での行事案内、いろんな、一言でいいますと人口減少、高齢化、本当にさまざまな問題を抱えておりますが、先日全国の知事会ですが佐賀県で開かれました。そのときに、こういう人口減少問題というのは、国家を危うくする重大な岐路であるというふうに位置づけて非常事態宣言をされました。

そういう意味からして、今回の本町の取り組み、十分に国と地方が先を見据えてしっかりと政策を持って当たるということがございますので、本町の取り組みについて先を見越した大事な取り組みになると考えております。これからも、時間はかかりますがまちづくり課を中心に職員も一体となって取り組んでいきたいと考えております。

3番目に、未婚の親世帯についての現状ということで御質問でございます。母子世帯が52世帯であると私は把握しておりますが、詳しいことについて足りない部分はまた担当課長に補足説明をさせたいと思っております。

どういう形にしろ私たちの、都会に住もうがどんなことであろうがどういう状況であろうが、等しく文化的な生活を営む権利を有すると憲法で保障されている国民であります。できることを我々として精いっぱいやりたいと考えております。

最後に、集中豪雨復旧作業についてでございますが、先ほどの議員の質問ともかなり重なってまいります。全体として、本当にいろんな災害があります。これからできること、速やかな復旧、予算が伴うことでございますので、できる範囲で基準の見直しも含めてこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質疑に関しまして補足説明をさせていただきます。

ただいま町長の答弁にありました母子世帯が52世帯と言われた部分についてでございますが、この部分については保育料関係で見た中で母子世帯が52世帯と。そのうち未婚と思われる方が6世帯という形で捉えております。

この部分につきましては、未婚というのがあくまでも戸籍上の確認はできませんので、うちのほうに来ました児童手当等からそういう部分でわかる範囲でございますので、確実な数字ではございません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 1点目の住宅・店舗リフォーム助成について伺います。

業者も住民も地域も元気にする住宅リフォーム助成制度、2013年度は全国で628自治体で実施されたことが全国商工新聞の調査でわかりました。47都道府県全てで実施されています。宮崎県内では半分の13市町で実施しています。本町で、地域活性化の起爆剤となるリフォーム助成制度を創設する考えはないのですか。伺います。

○町長（日高 昭彦君） 現状としては、持ち家、定住促進、それから今回の商工会の商品券、そういう形で地域の再生というのを考えておりますので、今現時点での住宅リフォームについては考えておりませんが、これから必要であるとすればやはり検討する余地があると思います。

○議員（内藤 逸子君） 川南町でも平成22年度から3年間、口蹄疫被害の復興対策の1つとして取り組まれ、郡内では都農町と川南町で取り組まれました。平成24年度では、助成件数151件、助成額は1,442万円、この補助による事業費は1億6,500万円となっています。まさに、わずかな予算で抜群の経済効果を発揮していると評価できるのではないのでしょうか。町長自身も認識しておられますよね。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 議員の御指摘のとおり、本当に効果があるというのは十分理解してるところでございますが、財政的、町全体を見回した予算の中でということで、今できることをできる範囲でやってるのが現状でございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 町内業者を指定したので、悪徳リフォーム業者を防ぐことになったとも聞いています。また、ギフト券による支援をすれば、町内商店での買い物による波及効果も出てきます。そこで同事業の創設を提案いたします。今は定住促進とプレミアム商品券のほうで応援していると言われますが、できないことはないと思います。町長の見解を伺います。

○町長（日高 昭彦君） 再度お答えしたいと思います。できることはしっかり見据えてやりたいと思っております。これは予算を伴いますので即答が残念ながらできませんが、議員と一緒に、職員もともにいろんな形で検討させていただきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 住宅リフォームに続くものとして、町なか商店リニューアル助成事業についてです。

これは、商業の活性化を目的に商売を営んでいる人が店舗の改装や店舗等で使用する備品の購入などについて、20万円以上の工事につき2分の1を補助する、上限100万円のもので。仕事と資金を地域で循環させ、抜群の経済波及効果を発揮する住宅リフォーム助成にヒントを得て、リフォーム助成金の商店版として創設されませんか。伺います。

○町長（日高 昭彦君） そういう事業のアイデアがあるというのはお聞きしておりますし、現に新富町で行われたと私としては聞いております。可能性は、本当に議員が言われるとお

り抜群の効果があるというのは承知しておりますので、何度も同じことを申しますが、これは皆さんとともに考えをさせていただきたいということで答弁させていただきます。

○議員（内藤 逸子君） 全国に広がる商店リニューアル助成では高崎市が注目され、視察も相次いでいます。これは、市職員などが直接店舗を訪問、約300軒から直接経営課題などをヒアリングし、そこで浮かび上がってきたのが店舗の老朽化でした。

リニューアルのための課題として、資金難、後継者難が明らかになり、調査をして商売をやっている人たちの悩みをしっかりとつかんだからこそ、ニーズにマッチした施策になったと同市の担当者は言っています。川南町の商店の皆さんも、今のままではいけない、何とかしたいと模索しています。そこを応援するのが自治体の役割ではないでしょうか。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 今言われたとおりでございまして、いろんな困っていることがあるのを応援するのが自治体の仕事だという御指摘でございしますが、そのとおりだと思っております。

老朽化という言葉についていいますと、やはり高度成長期を迎えました昭和40年以降ほとんどの建物が急速に建てられておりますので、商店だけでなく道路、橋、役場、庁舎、そういうものを含めて、本当に国全体が見直しという面でこれからの神経と予算を使っていくべきだと考えております。

○議員（内藤 逸子君） 仕事を起こす、店舗のリニューアル工事で地域業者の仕事を増やす、内需の循環を図る、助成は地域振興券で行われ、町全体への波及効果が期待できる、業者を元気にする、リニューアルを通じ経営意欲を高め、新たな顧客確保や売上拡大につながるという一石三鳥の効果があり、住民の業者も喜び、行政もやりがいを感じる、三方よしの制度です。

川南の町なかをおもしろく活気あふれるものにしたい、軽トラ市の活気を商店街につなげたい、そのためには小さな店が元気になることではないでしょうか。今後ますます深刻になる買い物環境の問題は、住民、商工業者、行政がお互いに力を合わせて取り組まなくてはならない課題もあります。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） まさにそのとおりだと思っております。地域が生きるためにどうするのか、例えばトロントロン商店街が生きるためにどうするのか、これは全国的な問題ですが、郊外のディスカウント店と資本的に比較されると非常に地域としては厳しいものがあります。そういう中で生き残るいろんな方策を、まさに今産業推進課と商工会で検討をしてるところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議員（内藤 逸子君） 今課題がいろいろあるからできないとおっしゃられますが、そのほかの根拠というものを示してください。できない根拠を示してください。

○町長（日高 昭彦君） 詳細については担当課長に答弁させますが、できないと言った覚えはございませんので、その点についてはこれからどうするかというのを今検討しているとい

うことで答弁の変更にさせていただきます。

○産業推進課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

これは、商工会のほうでアンケート調査をやっていた結果でございますが、今年度商工会のアンケート結果では、やはり商店街の方々一番今危惧されているのが売上の伸び悩みということでございます。

それに対応して、今回のまず売上増につながる即効的なものやろうということでプレミアム商品券に至ったという状況でございますが、長期的な観点からやはり議員おっしゃるとおり、店舗の改装なりリニューアルによって集客をするという努力をされる商工会員の方々に対して、やはり何らかの措置が必要であると。具体的な内容について、今商工会と作戦会議を行っているという状況でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議員（内藤 逸子君） 全国どこの自治体でも、小規模企業振興の施策としてリフォームやリニューアル助成などを実現できる条件が広がっています。川南町でもどうすれば地域循環型として取り組めるのか、研究検討を期待して次に移ります。

2点目、新しい自治会制度についてです。

全ての世帯が自治公民館に所属する、振興班は従来どおり存続し振興班長は自治公民館の部会に属する、振興班未加入世帯は新しい自治公民館の地域づくり部会に属しながら地域活動に協力、参加できる環境を整えるといえます。

4月から歩み始めたばかりという点もわかります。6つの自治公民館活動の5カ月間の状況、問題点をどう捉えているのか、問題点があるとすればどうするのか、支援策はとっているのか、今までよりよかった点を把握していますか。伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいま新しい公民館制度がスタートして5カ月ですかね、そうということで自治公民館長本当に忙しい中、御尽力いただいていることに改めて感謝を申し上げたいと思います。

うちのまちづくり課含め役場職員も一体となって、一つ一つ向き合いながらやってるところであります。細かい点は、足りない点はまた必要があれば担当課長に説明させますが、現在としてはやはり昨年度の事業をやっているというのが現状でございます。それに新しく何をプラスしたらいいのか、それを考えながらやっていただいております。

今聞いているアンケート調査等で聞いている範囲でいいますと、旧分館長にやっていたている運営委員、こういう方々の力はやはり必要であると、もっとこう継続してほしい、そういう意見があるのも聞いております。

担当課長に補足説明させます。

○まちづくり課長（永友 尚登君） ただいまの御質問ですが、先ほど来町長が申し上げますとおり、自治公民館長さん方におかれましては、本当にこういった重責、多忙な中いろいろな、またこれまで24分館、区長分館長さんの当て職なりを6人でこなしておられます。大変お忙しいんじゃないかと思っております。

それから、現実的には毎月お知らせ発行に合わせまして振興班長宛に文書等の配付をしていただいておりますが、実を申しますと8月を加入促進、振興班未加入の加入促進月間ということで運営委員さまを始め、地域によっては振興班長さまも向き合っていて、こういった取り組みに取り組んでいただきました。

結果としましては、8月の広報紙でもお知らせしておりますが、まだ現在も引き続き進めていただいているところもあるようでございます。これまで毎年1%の振興班未加入世帯が増加しておりました。現実的に毎年約1%ですね。

ところが、今現在におきまして、数的なもので申し上げますと約1.5%加入したていうか、加入世帯がふえております。逆にいいますと、マイナスからプラスになると約2.5%ぐらいの幅がありますね。今まで減じてた分が1.5%ぐらいふえております。

それから、振興班の結成につきましても、8月末現在で8つだったと思うんですが、振興班の結成をいただいております。これは当然地域的な部分もありますが、それぞれ御尽力いただいて、ただ現実的にはもうこれができなかった壁がございます。当然未加入世帯というのは、議会でも何べんも申し上げたとおりいろんな、地域とのいろんなトラブルといえますか折り合いがつかなくなったり、納税報奨金の関係だったりとか、いろんなプライバシーの面でどうしても加入されない方もいらっしゃいます。

こういった中で、各自治公民館長さんにアンケート調査をさせていただきました。そういった中で、先ほど町長が申し上げたとおり、運営についてはぜひ措置についてこのままいないとこの自治公民館制度については継続が厳しいことをどの自治公民館長さんも書かれておられます。

それから、スタートしてからは現実的には先ほどからありますように、緩やかなスタートでいいですかシンプルなスタートを目指しておりますので、一気に地域振興計画ができるまでにはなかなか時間がかかるとは思いますが、今現在消防団の再編を、これも所管になりますが計画が上がっております。

これにつきまして、消防団長を初めこの新しい自治公民館制度の中に消防団と一緒に活動して、先ほどからありましたような自主防災組織の意識を高めたり、いろんな意味でそういった自治活動と一緒に加わりたいということで申されてますので、今後一つ一つ問題点を浮き上がらせながら、そして前向きに対処しながら一步一步進んでいきたいと思っております。いろんな意味で足りない部分については各議員からの御意見等も伺いながら、よりよい方法で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 行事も盆踊りが終わり、敬老行事の準備に各自治公民館は追われていると思います。これまでも敬老行事は町主催でした。変わらない、同じですよと言われますが、これまでは区の役員会で話し合い、振興班へ取り組みがつながっていました。準備が必要な行事の取り組みです。敬老行事への出席者確認も、振興班長さんが苦勞しながら集

約していただきました。

1つの行事を成功させるためには、中心となる役員が集まり、話し合い、PRしなければ成功しません。宣伝についても元の区任せとなっています。防災無線を使つての案内はされないのでしょうか。盆踊り行事のときは放送されませんでした。

初年度の敬老行事は、多賀、山本、東などは自治公民館でまとまつての行事となっていますが、中央や川南西、通山は元の区ごとに行われています。足並みをそろえた行事になぜならなかったのか、検討される課題ではないでしょうか。行政側も伴走者の役割を果たしてほしい。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 地域の行事についてでございます。

広報については、防災無線は当然使うことができると思っておりますし、今自治公民館になって一番よかったのは、そういう連絡網が学校を通してできると、ダイレクトに伝わるといふ面では非常によかったと思っております。もっとよくなる可能性があると思っております。

もう1つの行事の統一性ということでございますが、自治公民館の真の目的はみずから動き出すということですので、それは当然地域に独自性があるというのは私としては歓迎すべきだと思っております。

ただ、現状が満足できるかという、そういう少しずつ少しずつ歩んでいる状況ですので、必ず少しでもよくなるということ、さっきまちづくり課長も申しましたが一緒になって考えている途中でございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 自治公民館長を中心として役員会を開いています。現在は、運営委員として元分館長を残しています。せっかくあつた区のつながりは、3月まであつたので振興班長さんに集まってもらえましたが、役員会の形を残しておかないと意思の疎通はますます薄れることとなります。自治公民館の自主性に任せます、どうぞ御自由にとということでしょうか。いかがですか。

○まちづくり課長（永友 尚登君） ただいまの御質問ですが、自治会の主体性にお任せするとか、それは当然だとは思いますが、ここに各自治公民館の会議等が手元でございます。毎月各自治公民館で会議をされておるようです。

これが以前のような区長、分館長が集めた振興班の、今までの振興班を集めた連絡網がございました。ただ今回は、大きい6つの自治公民館で全町内を網羅することとなります。当然組織が大きくなるとやはりその連絡等も当然難しくなると思ひます。

ただ私は、これまでの今年度の行事につきましては、一応といいますか滞りなく進んでいるんじゃないかというふうに認識しております。ただ、議員言われるように小さい点いろいろあると思ひます。

そういった点をやはり今後また、自治ていうのはきょうで終わりあしたで終わりというこ

とじゃありません。これからずっと川南町があり続ける限り続くものでありますので、いろんなことを修正しながら、それはこれまでの歴史だと思っております。

そういった中で、自治公民館制度をいかに確立して、そしてコンパクトな行政区をつくり上げながら最終的には地域振興計画にまで結びつけられれば、本当に住民の方の自治の意識が高まってそれこそ行政との意思の疎通が繋がっていくんじゃないかというふうに考えておりますので、そういった部分一つ一つ修正または検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（竹本 修君） 暫く休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時56分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（内藤 逸子君） 地域住民の協働や連帯感が薄れて、煩わしいことにはかかわらない風潮があります。自治公民館活動の中の地域づくり部会に未加入世帯は属するとされています。地域づくり部会は、振興班を飛び越えて自治公民館に加入するというのですが、それぞれの振興班に所属し、自治公民館に参加している皆さんと違和感はないのでしょうか。加入促進はどう取り組まれていますか、伺います。

○まちづくり課長（永友 尚登君） ただいま議員がおっしゃるとおり、振興班未加入世帯の方については、この地域づくり部会の中に入れていただいて、そういった自治公民館活動をしていただくと。これは一つの受け皿づくりをさせていただいたところです。

ただ、それから先の自治活動につきましては、それぞれの個人的な加入できる部分、活動できる部分とか、そういった部分になろうかと思えます。

それとあと一つ、今回の改革といいますか、スタートした理由といいますか、そういった部分につきましては、超高齢化社会を迎えて、どの、議員も御存じだと思うんですが、振興班においても、かなり振興班を維持するのも、例えば自治活動の中の一つである交通安全の立ち番とかいろんな、それ以外の行事等につきましても、これが活動を支えるのがどうなのかという部分もございます。

やはり今後は、一つのこういったフレームはつくりましたけど、各振興班なり、自治公民館の中で老人に優しいといいますか、高齢化社会を迎えた優しい社会、例えば負担金とか求めなくても防災の面でのきずな、それから見守りの上でのそういったきずな、そういった部分を今度は模索していく部分が必要じゃないかと考えております。

それにつきましては、各振興班の御理解をいただかないと、なかなか次の段階へ進みません。何度も申し上げますが、ここが終着点ではありません。私、ここが出発点だと思っておりますので、今後、そのような御意見たくさんいただきながら、自治公民館長さんと一緒に

進めさせていただければと思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 新しい自治会活動はどこの自治会も模索中です。経過を見ながら腰を据えた取り組みが大事になっています。振興班は、地域住民のよりどころとなる取り組みを期待して、次に移ります。

3点目、非婚、ひとり親世帯に寡婦（夫）控除みなし適用について伺います。

婚姻歴がないという理由で、寡婦控除の適用を受けられず、不利益を受けるというのは不合理であると思います。日本弁護士会が、法のもとの平等にも違反すると法改正を求めて政府に要望書を出しました。

現時点では、みなし適用を実行することが求められているのではないのでしょうか。ぜひ川南町でも積極的に受けとめて、町営住宅家賃などの減額に適用できるよう、寡婦控除のみなし適用を実行していただきたいと思います。いかがですか、お尋ねします。

○町長（日高 昭彦君） 今言われました法のもとの平等、非常に大事な視点でありますし、国民として当然の権利であるというのは十分理解しているところでございます。

本町における現状の把握、また県内において他市町村の動向等も聞いております。議員の言われることが法的に要望できることであるというのは感じておりますが、現時点で我々としてはその要望も聞いておりませんので、また今後の展開ということで答弁させていただきます。

○議員（内藤 逸子君） 県内では、延岡市がみなし適用の実行を行っているとお聞きしています。川南町でみなし適用を実施してやってほしいのです。川南町として政府に法整備、改正を図るよう求めることだと思います。答弁を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 法の解釈というのはなかなか一町村でできるようなことじゃないとは思いますが、そういう住民の声、要求があることという、そういう場合についてはこれからの検討とさせていただきたいと思います。

○議員（内藤 逸子君） もし訴えがあったら、ぜひ適用させていただきたいと思います。

4点目に入ります。集中豪雨災害の復旧対策についてです。

平田川上流の弥次郎川、市納川、篠原川、小池川の増水による各地の道路、河川災害と平田川に合流し、下流域の大きな浸水被害になりました。

災害対策の報告書には、河川の護岸崩壊3カ所として、弥次郎川上流の掛迫地区の護岸崩壊が対象にされていません。掛迫地区は数年前と同じ災害になっていますが、その原因の一つに、東掛迫川流域、つまり青鹿ダム方面への流れが弥次郎川流域に入るために床下浸水や河川崩壊をもたらしています。調査をされ、必要な対策を求めます、いかがですか。

○建設課長（村井 俊文君） 内藤議員の御質問にお答えします。

弥次郎川とか平田川、唐瀬川とかは県の2級河川で、県のほうが災害の申請と復旧等を行います。

町は普通河川、法定外でもらいました普通河川を河川等が増水したときに公共土木施設災害に申請しまして、復旧をしているところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 写真も撮ってきていますので、見ていただきたいと思います。町道旭ヶ丘南線は、平成2年に町道に認定、以後地域でも道路愛護に努めていますが、坂道のため集中豪雨ごとに砂利は流され、町としても平成10年代に簡易舗装をしました。しかし、豪雨のたびに破損箇所がふえ、現在は通行不能です。沿線の居住者も自家用車の自宅への乗り入れもできません。道路沿いにある町墓地へも歩くしかありません。

今度の豪雨災害の復旧対策には上げていないようです。応急対策ではだめというのが理由のようです。それなら恒久対策を急ぐ考えはないのでしょうか、お伺いします。

○建設課長（村井 俊文君） 内藤議員の御質問にお答えします。

旭ヶ丘地区で6月3日から4日の豪雨によりまして、砂利道が洗掘され、復旧をしていない町道が1路線ございます。これは、ちょっとうちのほうでも調べたんですけど、上流のほうにハウスの施設がございまして、施設から降雨時に雨水が流出するということになっております。

今、地権者の方に、ハウスの所有者の方にこの雨水対策をお願いしているところでございます。この雨水対策が終われば、うちのほうとしても砂利の復旧を行いたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） この道を見ていただくとわかると思いますけど、穴がぼこぼこほげてて、砂利を入れるぐらいでは通れないと思うんですよ。だから、現地調査をぜひしていただきたい。もうしてるのかなあとも思いますけど、本当に歩いてしかも通れないんです、車は絶対通れないんですよ、ぜひお願いします。

町道市納旭ヶ丘線沿いの2カ所の道路帯の崩壊についてです。車両の通行は現在可能ですが、誰が見ても二次崩落の危険を感じます。2カ所とも深い杉林に向かって幅10メートル以上、深さ十数メートルに及ぶ崩壊です。担当課では補助対象外と言いますが、安全板を置いているだけでどんな通行と安全を図るのか、お聞きします。これなんですけど。

○建設課長（村井 俊文君） 内藤議員の御質問にお答えします。

旭ヶ丘線の町道の路肩決壊による、まだ補修が済んでいないということでございますので、多分舗装面までにはまだ決壊していないということで、今多分、駒等が横に設置してあると思います。今、ほかのところで大変忙しい、業者も忙しいものですから、今また復旧については検討をしているところであります。

今のままですと、災害復旧の事業には該当をしませんので、一応単独で工事をするという予定にしております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 市納旭ヶ丘線については、西日本油脂工場までの町道拡張はきれいになっているんですけど、山麓部分は昭和年代の果樹造成時の路線のままなんです。急斜面の路肩の崩壊対策か、もしくは道路の南側用地への拡張を検討されているのか。いずれにせよ、町道の適正な維持方針を示されるように要望いたします。ここの部分なんですけど、見ていただけませんか。

○議長（竹本 修君） 要望については、質問だけにしていただきたいと思います。

○議員（内藤 逸子君） 済みません、写真を見ていただきたいと思います、現場の。

○議長（竹本 修君） 内藤議員、その写真のちょっと預かっていただきたいと思います。

○議員（内藤 逸子君） この写真を担当課に見せてもいいでしょうか、伺います。

○議長（竹本 修君） それでは、担当課のほうに提示して、それから答弁等をいただきたいと思います。

暫時休憩します。

午後 1 時13分休憩

.....
午後 1 時14分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

ただいま写真提示がありましたその件につきまして、担当課長のほうが答弁します。

○建設課長（村井 俊文君） 弥次郎川の上流の右岸側ののり面崩壊でございますが、これについてはうちのほうとしては、河川災には該当しないと。これは、上からの水でのり面が崩壊されて、うちのかごマットを押し出していると。増水による災害でございますので、うちのほうとしては今回の災害には上げておりません。

それで、あのままでいけませんので、単独費でかごマットを少し修正をしようかという考えは持っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 山麓地農道の保全対策についてです。

農道については、その利用者によって維持管理は当然とされています。しかし、さきにも述べました町道旭ヶ丘南線と同じように、集中豪雨では表面の砂利だけでなく地盤まで流出し、荒れ果てた路面になります。農地所有者、また利用者の修繕の苦勞だけでなく、農道から町道への流入は避けられません。そのたびに地域住民は道路や側溝の修復をしなければなりません。山麓地域では、市街地や平坦地の農道にない維持対策が求められています。山麓地農業の維持振興のためにも、新規入植者の営農の希望のためにも、必要箇所の調査と対策を要望し、町長の誠意ある答弁を求め質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、山麓地域という限定という言葉も出てきましたが、やはり町内のどこであれ、町民のために必要なものであるということに関しまして、我々も十分に実態把握をする必要があると思っておりますし、必要なことを

必要なときに行うということで、これからも臨みたいと思っております。

以上です。

○議長（竹本 修君） 次に、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） 通告書に従い、町職員の公民館活動並びに農業委員会の職務に関して大きく2点伺いますので、よろしく願いいたします。

まず、町役場職員の公民館活動について伺います。

本年4月1日から、川南町自治公民館組織の運営に関する規則が施行されたことに伴い、それまで長らく町の末端行政として親しまれてきた区制分館制は廃止されました。新たに組織された6つの自治公民館は、町の嘱託員として任命された自治公民館長を中心に、公民館役員、地域住民それぞれが未知の世界とも言える新たな挑戦に試行錯誤しながら、日々頑張っておられることと推察するところであります。

一方、町職員についても町民と行政が協働するまちづくりを推進するため、町の職員が各自治公民館の活動に参加し、町民による自主的なまちづくりの発展に寄与できることを趣旨として、先ほどの規則と同時に、川南町自治公民館担当職員制実施要項が施行されたわけがあります。

そして、その要項による担当職員の職務については、地域活動への参加及び交流の促進を始め、自治公民館で生じた課題及び問題点の解決に関する助言及び協力、振興班未加入世帯解消の促進など、具体的には6項目の職務を担当するというものであります。

当然ながら、町民の期待も大きいものがありますが、さて町職員も年齢や性別、経験はさまざまなか、この実施要項が期待する担当の職務を実現に結びつけるため、町として職員に何を期待し、どのような教育なり指導を行っているのかお尋ねします。

次に、役場職員の振興班（自治会）未加入者についてであります。

このことについては、役場ホームページに以前からのぼりといいますか、項目が張りつけであり、さまざまな役場の思いを感じるところであります。7月1日現在の対象職員160名のうち、町内外で20名は未加入となっております。全ての役場職員が地域住民として振興班、あるいは自治会に加入し、積極的にその活動に参加することが町民の信頼感を生み、ひいては町役場が真のパートナーとして町民に認識されることにつながると基本方針策定の趣旨にうたっております。町としてこの未加入者への対応はどのようにされているか伺います。

最後に、農業委員会の職務について伺います。

ここで、質問通告書の訂正を申し上げます。質問事項及び質問の要旨にあります「農業委員会委員」を「農業委員会」に、また質問の相手を「農業委員会委員長」から「農業委員会会長」に訂正いたします。

さて、農業委員会委員及び事務局職員各位には、日ごろからの業務運営に敬意を表するところでありますが、農業委員会設置の意義の中で、農地制度に関する業務執行の全国的な統一性、客観性の確保、あるいは市町村長から独立した行政委員会として公平・中立に事務を

実施することは御承知のとおりであります。

しかしながら、業務の中の農地の売買や貸借の許可に関しては、必要な情報が公開されていないとか、場合によっては委員みずからが売買や貸借の当事者として身分を利用しているなど、住民の方々から不平不満を聞かされることがあります。

農地に関する情報提供は、重要な業務であるはずですが、農業者などに対し情報の周知を図るための情報提供あるいは広報についてどのような見解をお持ちなのか、会長に伺います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの川上議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の自治公民館制度の職員の体制、取り組みということでございます。2点目については、きょう農業委員会の会長が来られておりますので、そちらのほうで答弁をしていただきたいと思います。と思っております。

議員に御指摘いただきましたとおり、新しい自治公民館制度をスタートしたと同時に、職員に対しても川南町自治公民館担当職員実施要項ということと同時に4月1日付で施行をさせていただいております。

その内容については、議員が言われた等でございますが、当然これは町民が見る目というのは、まずは職員みずから実践しようという目で見られてると思っておりますし、我々としても、当然そこはしっかりと受けとめて、もう実際公民館長を初め、いろんな方々が精いっぱい御尽力いただいておりますので、真っ先に我々も取り組もうと思っております。

細かい点につきましては、足りない分はまた担当課長に補足説明をさせていただきますが、させますが、2点目の100%、職員自体の加入率はどうなのかと、現状として100%でなかったというのは事実でございます。8月を加入推進月間としておりますので、当然職員に対しても基本方針というものを示して、そして課長からヒアリングをしているところでございます。

正直に申しまして、他町村から入ってる職員もございます。自治体に振興班に入りたいけど、そこに受け皿がないという情勢もありますが、現状として町内に住む職員の93.5%が加入をいたしました。ポイントとしては2.2%増加したということでございます。

町外の職員も合わせますと、加入率は89.3%になっております。当然、目指す姿はまず町内に住む職員は100%、これを基本にこれから臨みたいと思っております。

○農業委員会会長（黒木 則人君） 川上昇議員の質問にお答えいたします。

農地法に基づく農地の貸借や売買等については、町ホームページに掲載をしておりますし、その他フェイスブック、農業委員会だよりの発行を行い、情報提供を行っているところでございます。情報ができない事例も多々あります。

活動といたしましては、農家の皆様から農地の貸借、売買など固定の相談を毎月決められた日に農家相談日を行っておりますし、今後とも耕作放棄地の解消を目的とした農地パトロールや所有者の貸し付け相談、農地の円滑な事業により利用集積を進めてまいりたいと思

います。

御承知のように、農地につきましては食料の自給、国有保全の観点から貴重な資源であり、優良な農地の確保と有効利用は農業委員会の重要な使命と考えております。

また、議会の皆様には常に農業委員会に御理解等賜りましてありがとうございます。議会推薦の農業委員の方々も、積極的に活動に参加をしていただいております。今後とも町民の皆さんの委員会に対する御理解と御協力をいただくため、引き続き周知をしまいる所存でございますが、今委員から質問がございました農業委員の中で有利な土地は自分たちで買っているのではないかと、利用しているのではないかとというような御指摘もございましたが、私はそういうことはないというふうに思っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 本日は農業委員会の会長には、お忙しい中答弁のため御出席、御足労をおかけしました。ありがとうございます。

まず、町の自治公民館担当職員制について、改めてまたお伺いしますが、先ほど町長から答弁いただきましたけども、具体的に答弁の内容、何が言いたいのかというその言ってる意味っていうのが、十分私には理解できませんでした。

本日も午前中にも自治公民館については、もちろん館長さんもきょうはお見えなんですけども、それぞれの公民館でさまざまな会合なり、検討なりされて、一生懸命新しい制度に挑戦されているというふうに理解してるところなんですけども、先ほども冒頭申し上げましたけども、一方では町として職員がその新しい制度の中でいかにあるべきかというようなことも、当然町の中では検討されて、当然そういった指導なり教育なりされる機会をもって臨まれているというふうに一般的には思うわけですね。

ただ、実施要項は非常にきれいな立派な要項がつくられてありまして、先ほども3つほど紹介しましたが、その自治公民館担当職員制、ここでうたってる担当職員の職務としまして、今から私が申し上げるまでもないんですけども、改めて申し上げますと、地域活動への参加及び交流の促進、2つ目、情報の収集及び提供並びに地域の特性及び課題の発掘。3番目、行政課題、地域課題の解決及び地域の価値創造への支援。4番目、自治公民館で生じた課題及び問題点の解決に関する助言及び協力。5番目、自主的企画事業及び活動への側面支援。6番目、振興班未加入世帯解消の促進。そして、7番目がその他町長が定める職務ということになってるわけですね。

これは、4月1日から自治公民館担当職員制実施要項になったんですが、実は平成17年から川南町区担当職員実施要項っていうのが、平成17年4月1日施行されていますね。この文言が若干変わりました。区と自治公民館というのが。中身もほぼ同じ、変わってないんですけども、要するにこの実施要項で訴えたいのは、町の職員みずからがそれぞれの、——かつては区とか分館でしょうけど、現在は自治公民館、こちらに参加して、一緒に交流を図って、さまざまな情報も提供しなさいよと。そして、いろんな課題とか問題が起きてれば、それも

町のほうに吸い上げてきなさいというような目的があると。当然そういうように理解されず、この要項からいきますとね。

実際どのような参加をされるかっていうのは、今から伺いますが、そもそもこの要項で言いたい地域活動というのは、何を想定したものか。そして、参加状況などチェックされているか、そこについて伺います。

○まちづくり課長（永友 尚登君） ただいまの御質問ですが、要項自体を文言に直しますと、拾い上げてみますとこういったスタイルになるのはやむを得ないかなと思っております。

ただ、言いたい地域活動といいますか、基本的に職員につきましては、地方公務員たるもの全体の奉仕者としての義務があります。それ以前に、時間外、8時半から5時15分を過ぎますと、それぞれの地域での活動に積極的に参加していただくというのは、これは当然のことであると考えております。

また、都城市のほうでも、こういった基本方針といいますか、そういった方針をつくっておりますが、この中ではもう既に現在の職員以外に、OB職員についてもそういったことを求めるというようなことになっております。ですから、この部分について浸透してるのかというと、それ以前に私たち役場職員というのは、そういったものを自覚した上で仕事をしているというふうに私自身は認識しております。

ですから、改めてここでそういったことについては、その上で議論になるのかなというふうに考えておりますが、いろんな自治活動の参加とか、個別の案件については、特に私自体は把握はしておりませんが、それは基本的にそういった自治活動には参加した上での地方公務員であり、川南町役場の職員というふうに認識しておるところであります。

以上です。

○議員（川上 昇君） まちづくり課長の個人的な意見は伺いました。それがどうだろうとは言いませんが、個人的な思っていることだろうと今の答弁は思います。

ただ、やっぱりこういった実施要項なり規約なり決め事っていうのは、誰もがわかっているだろうから、そのようにいこうというようにことだったら、別に決める必要もないのであって、しかも今は4月1日から町を挙げて新しい自治公民館制度に取り組みましようというようにことで、町を挙げてやってるところなんですよ。さらに、職員に対してもそういったのがあるということであれば、町の思いなり町の血压だとか血流だとか、熱いものが絶対あると思うんですね。

それを職員を通じて特別に教育なり、指導なりして、町長が訓示をして、町長の思いを職員に伝えて、それでさまざまな行事に参加して、場合によっては何かしら新しい町の考えというのを、直接職員を通じて伝えるということじゃないかというふうにも理解できますね。

先ほどまちづくり課長言われましたけども、公務員たるもの全体の奉仕者ということで、まさに私もそのとおりだと思っております。24時間365日公務員ですから、当然それは逃れようたつて逃れないものなんですよ。それは誰に対しても同じだと思うんです。何も公務員でな

いからと言っても、それなりのやっぱり人格上、社会人上の責任というのは思っていますんで、そのことはとやかく言う必要はないかなというふうに思うところです。

せっかくこのように要項があり、新しい制度に挑戦してるということですから、余計私はこれが目についたんですけれども、町の思いを伝えると。

例えば、先ほど私ちょっと伺いましたけれども、地域活動っていうのはいろいろありますよね。身近なところでは盆踊り大会、最近ありました。今後は敬老会もあるし、運動会もある。地域によってはグラウンドゴルフ大会ですとか、バレーボール大会だとか、そのほかいろいろ考えられますけども、何も全てが全てそれに出席ということ言ってるわけじゃなくて、やっぱりそれに全部出席しろという話じゃない。

やっぱり大事な地域の交流は、役場職員としても率先すべきところもあるだろうし、一住民として参加しなきゃいけないところもあるだろうから、その辺の考え方を常々やっぱり指導、教育していくということが大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今言われるとおりでと思います。人として当然役場の職員であるという面と、もう一つは町民であるという面、両面を持って社会生活を営んでおり、担当課長から職員には常々それは伝えてあると思っておりますが、私としても当然思いがあってやってくるわけですから、機会があるごとに私なりには言葉を発して、伝えてるつもりであります。足りないのであれば、まだこれ以上のことを具体的に当然やる必要もあると。

それは、今この活動をやりながら2つ注意してるのは、先ほどと重なりますが、まず混乱させないという、それは公民館長も含めてかもしれません。急がずにゆっくり、しっかり歩くということで、シンプルな形を進んでおります。

しかし、川上議員が言うように、足りないんじゃないかという部分が見つけられた、感じられた場合には、当然私のほうからも積極的にその思いは伝えていくべきだと考えております。

○議員（川上 昇君） ただいまの町長の答弁をしっかりと信じて、やっていただきたいなというふうに希望するところなんですけど、先ほどまちづくり課長、私個人的に攻撃しようという気はさらさらないんですが、ちょっと改めて伺いたいんですが、先ほどちょっと申し上げました区時代の担当職員制度ですね、実施要項、平成17年4月1日付で執行されていると。

あれから単純に計算しても、9年経過して、ことしでもう10年目になるわけですね。公民館になったといえど、中身としてはほぼ同じですから。もうそうなってくると、10年目となれば、ほぼ職員には全員に熟知されて、親しまれた要項だというふうに伺うんですが、その辺はいかがなんでしょうか、お伺いします。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 議員がおっしゃるとおり、担当制につきましては、一番出席が多いというか、以前の区制のときに区長さんからの要請があった部分につきましては、敬老会の部分かなと思っております。

そういった部分で、基本的に職員の方々については、以前の区担当職員の実施要項に従い

まして、それと各地区の班長、副班長という存在がありましたので、いろんな会議に出た場合は報告をいただいております。ですから、この要項については十分浸透しておるというふうに考えております。

以上です。

○議員（川上 昇君） ぜひそのようにあってほしいものだと希望するところであります。

といいますのが、実はなぜ町の職員が率先して公民館活動なり、率先して行動をとっていただきたいかといいますのも、実は御存じの方、皆さん御存じだと思うんですが、3日前になりますけども、9月6日土曜日の宮日新聞に、隣の都農町の「介護予防に町民の力」という記事がありました。

これは、町の職員がどうこうということじゃなかったんですが、都農町としては高齢になっても不自由なく日常生活ができる町民をふやそうと、同町は有酸素運動や筋肉トレーニングなどを行う町民対象の介護予防事業、「膝ちゃん腰ちゃん教室」を昨年度から開催と。これを町内各地区単位で実施することで参加者をふやそうとしている」と、そういった記事だったんですが、せっかく川南町も6つの公民館でスタートして、いい意味で地域住民を巻き込んで新たな自治活動、自治公民館をつくっていかうというさなかですんで、保健センターにも保健師さんが今10名いらっしゃるんですかね。

当然、この保健師さんたちも地区割といいますか、公民館割にされているんじゃないかと思うところですけども、もちろん職務中でも結構なんですけども、場合によってはそういった公民館でお年寄りを集めて、例えばこのようなことでもいいですし、何か違うことでもいいんですが、何かしら新しい一歩が踏めるんじゃないかというようなこともありましたんで、ぜひその地域割っていいですか、公民館担当制ができてますんで、その辺がさらに有意義に生かせるんじゃないかというのもありまして、この記事とともにお話ししたところなんですけども、せっかくある要項ですから、十分利用して、価値のある要項にしていきたいなというふうに思うところです。

それから、続きまして2つ目になるわけですけども、町役場職員の振興班（自治会）未加入者対応ということで、先ほど町長から答弁がありました。

4月1日現在のやつが、多分きょうもまだホームページに載ってるんじゃないかと思うんですけども、この時点で申し上げましたが、対象者が160人のうち、未加入者町内が12名、町外が8名、合計20名ということだったんですが、あくまでも加入率としては確かに高いんですが、されど逆に言えば未加入者がいるよということですね。

これも、せっかく自治公民館で「振興班未加入世帯の解消」なんていう大きい看板があるし、それをやっついていこうということで公民館長さんも多分努力されているはずですよ。そのように話も聞いたりしますのでね、頑張っておられると思うんですが、職員がこれに入ってないというようなことでどうなのかなというようなことで、しかもこれが現在少なくともきのうはまだホームページに出てたんですが、どのようなお考えで町のトップページに載せてあ

るのか、そこをお伺いします。

○まちづくり課長（永友 尚登君） ただいまの中で1つ訂正といたしますか、川上議員が言われた部分に未加入者12名なんですけど、その後各担当課長に当然未加入職員についての聞き取り指導をさらにお願したところであります。それで、それ以降9月1日現在で9名に減りました。3名新たに加入しました。

内容につきましても、当然本人からの申告をいただいております。ただ、プライバシー的な部分がありますので、ここで申し上げるのは控えさせていただきますが、町外から来られてアパートに住んでる職員とかが、新たに振興班を結成したりとか、積極的な動きもしていただいているところであります。

それから、今回の基本方針について、ここの基本方針の趣旨に書かれてありますように、行政として一方的に協力を求めるだけでなく、全ての全職員が地域住民として振興班、自治会に加入し、積極的その活動に参加することが町民の信頼感を生み、ひいては町役場が真のパートナーとして町民に認識されることにつながると、こういったことを町民の方、それから職員ももちろんですが、通じて再度認識してもらおうということで、内容をオープンにすることで、一つの努力目標という言い方が適切かどうかわかりませんが、オープンにすることで積極的に今後進めていきたいというふうに御理解いただければと思っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 文言だけの一般的な客観的な表現のそういった基本方針であれば、問題はないかなというふうには思いますね。ただ、これは役場職員のことと、限定して振興班、各自治会加入に関する基本方針についてということと、あくまでも役場の職員が現状こうですよと、趣旨は確かに立派なことが書いてあります。——立派なことと言いますかね、表現がちょっと語弊がありますが、文字にするとこういった文言になるかなというふうに思います。

ただ、職員がこれを見て「ああ、100%じゃないんじゃないか」というのと、それから策定の趣旨の一番下に、「以上のことに鑑み、振興班、各自治会への加入は任意のものではあるが」というようなただし書きがあるわけですね。これが町のトップページに載ってますんで、「ああ、なんだ、100%じゃなくても別に問題じゃないのか」というような理解をする人がいるやもしれません。当然いるでしょう。

それから、その一番下には、未加入者全員加入に向けての取り組みということで、今内容は変わったかもしれませんが、8月から所属長（課長）等による職員へのヒアリングを実施し、振興班（自治会）未加入者に対して自主的加入を促すというような表現がしてあります。

こういうのが自治公民館では、もちろんゼロが目標ではあるが、全員加入ということがやっぱり最大の目標と。——最大のといいますか、この振興班、あるいは公民館加入が目標というふうに上がってる。

一方では、職員がこういうことだということが、町のトップページに張ってあるというの

は、整合性がないというか、話が合わないんじゃないかと、腰砕けになるんじゃないかというふうに私は思うんですが、そこはいかがなんでしょうか、お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 川上議員の言われることも一理あるかと思いますが、私としては当然現状を皆さんに公表すると、そういう意味では重要なことであります。我々の目指すところは当然100%でありますし、まずは町内に住む職員、町外もその住んでる町村によって事情はあるかもしれませんが、基本は一つだと思っております。

繰り返しになりますが、矛盾は感じておりません。これはあくまでも我々の姿勢を示しているというつもりでおります。

○議員（川上 昇君） そういうふうな答弁をされれば、それぞれの考えがあって、それぞれの理解の仕方がありますんで、私もそれ以上何も言う必要はないんじゃないかというようなことになろうかと思うんですが、ただ普通に客観的に見れば、やっぱり話はおかしいよというところは残ってるということをお願いさせていただきたいというふうに思います。

そして、最後に農業委員会の会長にですから、こちらのほうにお伺いしたいと思うんですが、先ほど答弁の中で会長が最後に念を押されました。委員みずからが利害関係にはないよと。役得とか、そういったことはないよというふうに思ってるということだったんですが、本当にお聞きじゃないですか、お伺いします。

○農業委員会会長（黒木 則人君） お答えいたします。

ないものと思います。

○議員（川上 昇君） ないものと思います、非常に理解するほうとしては曖昧ですが、そのようなことを信じたいというふうに思うわけですが、実は平成21年1月から平成22年の12月にかけて、農林水産省から全国農業会議所とか地方農政局宛てに、「農業委員会の適切な事務実施について」との表題で通知がされているようです。当然ながら、市町村の農業委員会にも通知は来ているはずですが、その中の文言にこんなことが書いてあるんですね。

「近時、農業委員会に対しては審議が形骸化している。外部からの農業参入者に必要以上に厳しいなど、法の公平・公正な運用に問題がある等の指摘がなされていることも事実であり、これらを踏まえ、農地改革プランにおいては新たな政策の方向を示すことに加え、農業委員会については、その事務が的確に実施されることを確保するための条件整備についても、検証をすることとしたところである」と。

まず、かがみ文でそのように書いてありまして、先ほど私冒頭に申し上げたのとちょっと重複するかもしれませんが、「農業委員会の事務については、政府の規制改革会議等の場において、1つ、地域によっては事務の大半が事務局により処理されており、農業委員の関与が不十分である。2つ、農業委員は実質的に自分が選出された地区の担当となっており、担当地区の利害関係のみで、それ以外の案件については意見を述べない。3、農地転用については議論が活発ではなく、またどんな転用でも認めている農業委員会がある。農業委員自身が利害当事者となる場合すらあると。4番、農業委員会は往々にして外部からの農業参入者

の排他的であるなど、審議の形骸化に係る指摘や公平性及び公正性に対する疑問に係る指摘がなされているというようなことを紹介しながら、通知文書が来てるはずです。

恐らく、会長は当時は農業委員会の委員じゃなかったかもしれません。当然、会長ではなかったと思うんですが、その後委員をされて、会長になられて、当然事務局とも打ち合わせをされて、こういった通知文書が来てるというようなことは御存じでしょうか、お伺いします。

○農業委員会会長（黒木 則人君） お答えいたします。

そういうことがあるということは承知しておりますが、今そのことについて、やはり農業委員会の改革、あるいは今度は任命制とか、いろいろな問題が起きているというふうに思います。しかし、我々川南の農業委員会といたしましては、積極的な提言をして、ただ与えられた仕事でなく、自分たちで掘り起こして川南町をよくしようじゃないかというような委員会を設けておまして、勉強会が済んだ後、1人3分間のスピーチを設けまして、自分がどのようなものの考えでおるかというようなことの取りまとめをしております。

その後、まとめがとれましたら、各関係課並びに町長も含めて相談をしていきたいというようなふうで、前向きにしておるところでございます。全国的から見れば、形骸化したところもあるということは承知をしております。

以上です。

○議員（川上 昇君） ぜひ今会長がおっしゃったような内容で、前向きな職務をさらに充実されることを願っております。

ところで、その当時の適正化の中身なんですが、実は私このことが一番伺いたかったのですけども、農地の売買、貸借の許可、転用案件への意見具申というところで、事務処理の迅速化ということで、一つの具体的にはこういったのをやりなさいというような省から内容が来てるんですが、どういうことかといいますと、申請に必要な書類、記載マニュアル等について、市町村のホームページ等へ掲載。それから、総会の弾力的開催、標準処理期間の短縮等というのが1つ。

それから、判断の透明性、公平性の確保というところで3つほどありまして、1つ目が1件ごとに審査基準の各項目に照らし審査。あわせて、審査の判断根拠を明確化、それから、2つ目、総会での指摘や許可条件、不許可の理由等について明確に説明。

最後に、3つ目として、審議過程の全てを詳細に記した議事録の作成、市町村のホームページ等への掲載ということで、こういった指導といいますかね、マニュアル化されてきてるんですが、先ほど会長の答弁の中で、ホームページに掲載してますよという話でした。私はまだ農業委員会の関係のホームページまだ見たことないんですが、こういった内容で、どの程度の内容のものをホームページに掲載されてるんでしょうか、伺います。

○農地課長（新倉 好雄君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

4月から農地課長が農業委員会の事務局長を併任、兼任ということですので、私のほうで

回答させていただきます。

最後にありました議会議事録につきましては、毎月1回総会を定められた日に開催しております。それに基づきまして議事録を作成しておりますが、本年度分のホームページへの掲載については、現在のところまだ行ってはおりません。

ただ、最初のほうにありました売買、あっせん、その他の情報等については、現在ホームページのほうに掲載をしております。議事録につきましても、整理が整い次第掲載していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（川上 昇君） ホームページへの掲載という指導が当然ありましたからね、当時ありましたから、そういったのを利用されてるというのは、ある意味当然かなと思うんですが、ただじゃあホームページ掲載してるから、それだけで十分かといった議論になりますと、そうではないかなというような気もしないではありません。ホームページ見れる人はいいんですが、見れない人というのがいるかもしれませんのでね。

ですから、場合によっては農業委員会が広報紙だとか情報誌っていいですかね、ただ個人情報なんか出てくるでしょうから、その辺はやっぱり加味しながら、当然そういった情報とこのを出さなきゃいけないんでしょうけども、いわゆる広報とか情報提供というのは、大きな仕事の一つでしょうから、その辺がホームページだけで十分なのかどうかというのを伺います。

○農業委員会会長（黒木 則人君） ただいまの質問でございますが、これは全てを載せることは、なかなかできないわけなんです。農業基本法の中には、農地というものはいろいろな段階があって、農地をあっせんするためには、情報を提供して売り手、買い手を募ってでくるわけですけども、農用地外のところはもう3条で、本人同士で話し合っ、書類を農業委員会に出してきて、調査をするときに初めて気がつくというような状態があるものですから、全部をその隣におる人まで教えてやると、これはいっちゃがと思うことも、もう先に話が決まったりして、できない面があるということだけは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議員（川上 昇君） 先ほども申し上げましたが、個人情報とかあるでしょうから、全てが全てホームページとか、いろんな情報を提供できるものではないということは、私も十分認識しております。

ただ、ホームページに縁のない人、かといって農地情報には縁のある人、こういった人たちに対して、どのような情報を出してますよという情報ですね。全てが全てを網羅された情報をそのまま書類にして、それを配りなさい、公表しなさいということ、私はそういうのをいかがですかというふうなことを言ってるわけじゃない。

ただ、どのようにしたらその農地の情報が得られるかということをお教えすると、そこが大事じゃないでしょうかというようなことを申し上げるところであって、ぜひさまざまな、当然

非常勤でしょうから、会長も。なかなか十分な時間をとって検討していくというのも難しいかもしれませんが、会長も新たになられたということもありますし、6年前には国からの指導もあって、それが全てオッケーだという話じゃないんですが、当然市町村長の管轄から外れた行政機関という見方が言えるでしょうから、川南町独自の新しいやり方、法に抵触しない範囲での工夫をひとつよろしくお願ひしたいなということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時10分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い、6月3日、4日の豪雨被害を目の当たりにして、今後の地域防災計画の取り組みについて質問いたします。

今回の豪雨により、河川用排水路等が氾濫し、道路、河川、農業用施設、農地等に、それも、いまだかつて経験したことのないほど広範囲に被害を受けています。災害復旧事業費申請以上に損害が発生しているものと思われまます。

また、先月、広島県では、想定外の集中豪雨により土砂災害が発生するとともに、北海道奥尻島でも同様の災害が発生し、多くの尊い人命を失っています。このような想定外の局地的短時間集中豪雨により、災害が北は北海道、南は九州沖縄まで全国各地で頻発、発生し、はかり知れない損害を与えています。したがって、災害への備えの再点検も必要かと思ひ、今後の地域防災に関し次の4点を伺います。

1点目、今回、2日間で298ミリの降水量で平田川が氾濫したが、氾濫原因を精査した上で、平田川及び法定外財産河川の防災対策を構築するとともに、太陽光発電施設設置にかかわる除草散布液や工事汚濁水が、降雨のたびに河川へ流入しています。水生動植物の生態系の影響が懸念されるが、防止する環境保全対策を伺いたい。

2点目、被災現場の視察において、用排水路の補修、点検、整備不足によるものと思われるものが見受けられたが、管理について緊急的に見直すべきではないのか、町長の見解を伺いたい。

3点目、太陽光発電施設設置に伴い、用排水路の排水容量不足による災害発生が危惧されるが、その防災対策を伺いたい。

4点目、先月、8月20日に自治公民館制度発足後初の平成26年度通浜地区津波対策訓練の事前打ち合わせ会が開催されましたが、町が自主防災組織のリーダーに決めている振興班長の出席が半分に達せず、役割分担を決めることもできずに散会し、町当局との意思疎通、防災組織の活動機能に一抹の不安を覚えたが、問題はないのか町長の見解を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの児玉議員の御質問でございますが、平田川の氾濫につきまして、何人かの質問もいただいております。

御指摘のとおり、ほんとに過去にない被害が出たわけでございます。河川管理に関しましては、国のほう、県のほうということで、現在、32カ所、5億5,000万程度の国の実地査定が出たというふうには伺っております。

しかしながら、川南町にある川でございますので、町民の生活にどんな影響があるのかというのは、これは災害をもとに我々も設置基準、そういう採択要件などいろんな見直しが必要でないかということは感じておりますし、国のほうも、また、そういう見直しをするというふうには聞いております。

今後とも、災害に強い町という川南町をつくっていくために何をしなければいけないのかというのは、ほんとに議員の皆様と、また、職員とも考えながら、いろんな形で相談をさせていただきたいと思っております。

2点目も同じような町の排水路ということでございますが、これも同じく設置基準がありますが、現にあふれ出るということであれば、町単独でなかなか基準の見直しできませんので、国、県一緒になっていろんな要望活動をしていきたいと考えております。

太陽光についての御質問でございますが、太陽光自体がなかなか開発行為に該当しないということもあります。しかし、住民に影響が出るということであれば、しっかりとそこら辺の把握はしていきたいと思っております。具体的には、道路等の側溝に対する排水、そういうことには必ず道路管理者であります川南町との協議が必要となります。また、それ以外でもいろんなことが想定されますので、その都度、必要により協議をさせていただきたいと思っております。

最後に、通山自治公民館制度ができての自主防災組織の取り組みでございますが、先日、9月7日の日に通浜地区が、御承知のとおり、津波訓練をしていただきました。児玉議員も参加していただいたことを、また、厚くお礼申し上げたいと思います。

昨年が台風の影響で、残念ながら実施できませんでした。一昨年に比べましてどうかということでございますが、一昨年は、参加者が241名、そして一昨日、9月7日が270名。これでいいという話はしておりませんが、少しずつ住民の意識も上がってる。我々としても、足りない部分はこれから随時検討して、改善していきたいと思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 平田川のなんに関しては、国、県の事業ですということですが、現地の視察で感じたのは、大きく蛇行したとこの上が、上部が氾濫しているようでありましたが、そこ辺の蛇行しとつとこ、まっすぐするちゅうことは、こりゃなかなか無理があると思うわけですが、かさ上げとか、川底の浚渫工事など、川岸の雑草木の除去などあるわけですが。

この平田川自体が川幅が狭く、橋脚間が狭いですわな。雑草木がひっかかりやすいような

構造になつとるわけですが、橋の関係は、恐らくこれは、今度の災害のなんに入つたらんと思うわけん、入つたらんはずですが、ここら辺もいろいろ協議してですね、ひっかかりにきいような橋の構造にできるとあうとですね、川幅が狭いから。そこ辺のとこ協議して、改修してもらたほうがええちゃねえかなと思うたけんど、そこはどう思いますか。

○建設課長（村井 俊文君） 児玉議員の御質問にお答えします。

平田川にかかる橋梁の橋脚間の問題でございますが、これは、管理者と橋をかけるときに河川協議を行います。そのときに、河川構造物という基準書がございます。それに基づいて、スパンの割合は決めておりますので、これを改修するのは到底無理だというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 現在、今んところは、そりゃちっと無理かもしれんけど、将来的に改修するような方向で協議していくべきじゃないかなというのは思おとるわけですけど。国、県の管理が、県の管理じゃから町がどうこうできるような問題じゃねけんど、そこら辺も含めて協議をしていってもらいたいんですけどね。

次に、伊倉3班にある、この法定外財産河川ですが、これは上流域にこの大型の太陽光発電施設が数箇所されとるわけですが、面積的に約5ヘクタール、あわせて6カ所ですか。あわせて5ヘクタールほどあるそうであります。これについては保水能力がねえわけですから、そして、保水能力のない、排水制御がでけんような構造になつとるわけですから、施設面積等から判断しますと、これは大雨時には大量の雨水が流出して、法定外財産の河川岸辺の雑草木が流出して、町道暗渠が詰まり、下にある民家に被害を及ぼすことも考えられますが、この施設面積を判断した場合、排水容量に、この暗渠んところ、ちっと問題があるような感じがすつとですが、そこ辺とこは問題ないですか。

○建設課長（村井 俊文君） 児玉議員の御質問にお答えします。

伊倉浜自然公園の南の排水路の件だというふうに思っておりますが、あそこは口径400のヒューム管が5本並べて眼鏡状に入っております。

【いやいや、あそこの上の佐光さんがた上の町道の暗渠（と発言する者あり）】

○建設課長（村井 俊文君） あれですか。あれについては、6月3日、4日の雨では、ちょっとは詰まった傾向はございますが、流木等がかかり、それとまた、河川がぶつかって、水が側面にぶつかって、ヒューム管等でちっとあふれた状態になってます。

今後、太陽光等もできて、流出も時間も早くなっております。流出係数も上がっておりますので、今後、調査をしながら、あそこのオーダーについては検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 雑草木はひっかからんから何の問題もねえと思わんちゃけんどんよ、それにひっかかった場合、ひっかからんぐらいの容量があればええけんど、1時間に、

最近は80ミリやの100ミリやのいう雨が降るよるかだよ。ちょっと、対応ができてねえかしらんとおとちゃじゃけんども、あそこの法定外財産とも、下んほうがあぐれたごち掘れてしまいよるかいですよね。

それも含めて、この、今、横井訓練所下んほうなんが、昔はあそこん下は道路より低きかったけんども、今は造成してかさ上げしとるもんじゃから、そこん水が道路向け全部流れてきよるわけですがよ。道路は、この前は川んごしとったけんども、損傷して重機が行ったり来たりして、道路も陥没したり、道路が損傷しとるわけですがよ。そこ辺のそこを業者とどういう協議していく考えですか。

課長、きょうなんしたらよ。もう、ブロック積んで上のほう、自分方の敷地内に入らんよな工事しとるど。

○建設課長（村井 俊文君） 児玉議員の御質問にお答えします。

横井訓練所の西側の太陽光の、今建設してるところでございますが、あれにつきましては、1ヘクタール以上ございますので、林地開発ということで、県の許可を受けてしております。

確かに、言われますように、あの路線につきましては舗装年度も古くて、ひび割れ等が発生し、側溝等も入っていません。私も今回見て、道路も排水が流れておりましたんで、素掘りで掘ったところがございます。今後は、あの路面に出ないように、業者のほうにも、パトロールして、もし出ていれば指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 通浜大橋の真下んあるとまた法定外財産じゃけんども、うちん村んなるわけですけんども、両脇に、またこれが6ヘクタールとか何とかいう施設なとるわけじゃけんども、これたびたび環境水道課ですか、に汚濁水が大量に流れとるかいに、指摘はしてきたわけですが、今現在も、土がもろにむき出しになとって、雨が降るたんび大量の汚濁水が、海向け流出しよってやけんどもよ。このアワビやカキ、ウニの近年著しく減少してる海草などの水生動物、植物の生態系への影響が懸念されるちゅうが、このことは平成17年度の台風の影響で、小丸川と耳川かい、大量の汚濁水が流れ、流出して、これは平成17年に死滅した経緯もあるかいよ。

そこのとこ、指摘して改善するように担当官のほうに言うとかじゃけんども、全然、放置したままでなとるわけですがよ。発電施設建設すつと開発行為とか、規制がねえちけんども、この環境汚染してええちゅう法があったですか。

○環境水道課長（大山 幸男君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えいたします。

太陽光発電の、今、整地がされているところがございますけんども、もともとが工場等があったとかいう、そういう特定化学物質等が出ているような箇所ではなく、保健所と協議しながら、水質についても見ているところがございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 保健所と何をしたか知らんけんどもよね。何の対応もとつとらんと

よ。恐らく、これは、もし漁業被害やなんやが出た場合はね、あんたところがちゃんと水質検査して、あれBODでとか何とかいっか、あんぐらっとやない計算して、検査して、写真に撮ったとりしとっとよ。証拠として残したり、文書で注意をしとかんかったらやもんし、被害が出たときには、漁業者は補償を求むとこがねなってしまうよ、課長。誰が補償すっとね。

○環境水道課長（大山 幸男君） 繰り返しの答弁になりますけれども、特定化学物質、そういう有害なものが出るような施設が、もともとあったわけではございませんので、濁水は出ていることは確認しておりますが、その辺のところを保健所と協議しながら進めているところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 害になるもんが出なんでん、実際に死んどるじゃねえね大雨で。汚濁水で。こら産業推進課の押川君も多分担当しとったから、しっとるはずじゃが平成17年度、ウニとアワビが全滅して、放流した経緯もあっちゃかい。

ちゃんと写真やら撮って、水質検査したりして、改善命令なんかちゃんと出しちょらんよね。もし、何かがあった場合はよ、こりゃ補償求もうとこがねなってしまうであ、町が補償しますか。

○議長（竹本 修君） 暫時休憩します。

午後2時32分休憩

.....
午後2時34分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

引き続き一般質問を続行します。

○産業推進課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

先ほど名前を上げていただきましたとおり、私、平成17年当時に環境対策課に所属しておりました。その当時、やはり台風災害によりまして、小丸川から相当な濁流が出まして、漁業関係の被害が壊滅状態だったということが起こりました。そのことは事実でございまして、やはり沿岸動植物に対しては、かなり泥水というのが影響を与えるであろうということは、十分そのときに指摘されたところではございましたが、その当時はやはり台風災害ということで、どうにもならず、その後やはりウニ組合あたりとも協議しながら、放流を進めてきたという状況でございます。

以上でございます。

○環境水道課長（大山 幸男君） 御質疑にお答えいたしますけれども、大雨が降って水が出たときには、現況の写真は撮りに行っております。また、今後保健所と継続協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 6月、7月は、ウニやらアワビ、磯の貝類、カキ類とかちょうど

産卵期に入るから、口がすっぱなるほど言うたっちゃけんどんよ、2年、3年後じゃねえとわからんけんどん、ちゃんと、人が生活にかかるもんじゃかいよ、そういうところはちゃんとやっていかにゃいかんですよね。

次行きます。全国的に局地的短時間集中豪雨による災害が頻発している異常気象状況についてですが、町長は、当たり前のように捉えて今回の豪雨を教訓に排水路の整備は国と協議して見直すと、同僚議員の質問に対してこのような答弁をしたわけですけど、今回の豪雨は、用排水路の整備、点検を怠り、水路の土砂堆積土の放置、水路脇の草刈りの草を放置したため、水路が詰まり、水が氾濫し、整備補修点検費用を上回る損害が発生していると思いますが、この復旧事業実施している中で、新たな整備となると、財政的に厳しい部分もあろうかと思いますが、近年の気象条件と今回の災害を鑑み、災害に備え、思い切った予算措置を行い、災害を未然に防ぎ、被害、最小限にとどめるためにも、軽微な補修、点検については、早急に実施していくべきではないのか、町長の見解を伺います。

○町長（日高 昭彦君） 今御指摘のとおり、自然災害におきましては、我々なかなか人間の力ではどうにもならないという部分があります。ですから、いかにその復旧を図れる態勢をとるかというのは、今議員が言われたとおりだと思っております。できる限りのこと、また国のほうも言っております基準の見直し、そういうことも含めて、今後、随時取り組んでいくべきだと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 今、町内に現在50カ所ほど太陽光発電施設が設置されているようですが、そのうち、私の知る限りでは、ほとんどの施設において適正な排水管理がなされていません。その理由は、施設が漏電など電気障害を発生させる湿気を極端に嫌う電気機器の集合体であります。当然雨水は大敵でありますから、必然的に雨水を施設用地外に排水させるが、流入を拒む、保水能力のない工場になっております。その上に、排水を制御する調整池を設置するなど、排水管理を義務づける法令がないため、用地は排水制御のできない、壊れたダム化としております。壊れたダムになっております。先ほど申しました平成17年度は、耳川が大氾濫しましたが、そのときでさえ平田川は氾濫しておりません。今回平田川が氾濫したのは、これ、今まで雨水を保水し、放出を制御、干渉してきた雑木林や緑地等の雑種地を無秩序に大型開発を行い、保水力のない壊れたダムに変えたツケによるものではないかと私は思っています。町長の見解はどのようなものですか。

○町長（日高 昭彦君） 近年の、ほんとに予測できない局地的な大雨があるのは事実でございます。それに加えて、例えば農業で言う丸地とか、そういう形態が変わったのも事実かと思っております。いろんな要因があることだと思っておりますので、この場で、私としては特定はいたしかねます。

○議員（児玉 助壽君） 50カ所ある、この発電所の何%は平田川に直接的、間接的に放流しているのか、その面積と降雨量等を試算すれば、平田川への影響度は推測できるわけですが、短時間に集中豪雨になるほどにこれは壊れたダムの放流水が暴走し、終点となる平田川

にたどり着けば、原理上平田川が増水し、水位が上がる、さすれば当然関係水路の推移も上がる、結果悪循環が重なり、平田川と関係水路が氾濫し、今回の広範囲に渡る冠水被害が発生したものと、私的には思っていますのですが、したがって、保水力のない太陽光発電所においては、立地場所、面積等において、排水を適正に管理し制御する施設を整備しない限り、現在の発電所の乱立状況においては、今回の降雨量以下でも繰り返し災害の発生が危惧されますが、これも先に町長が答弁した、これをうんぬんにでけんけんど、近年三笠ソーラーなどの大規模な太陽光発電設備が急速に普及する中、景観を損ねないように、県内6市町村が何らかの規制を検討しているようですが、これらについては、さきの議会に、私の質問に対して町長は、必要なものについては検討課題として考えていくというような答えをしておられますが、必要とするか、検討課題ではないのか、再度伺います。

○町長（日高 昭彦君） メガソーラーに関しまして、県内ほかの自治体でも、やはり景観の面、それから今御指摘のありました、総面積に占める割合において、災害が危惧されるんじゃないかという点があるのは承知しております。前回の質問から本日までにそれについての新たな検討はいたしておりません。

○議員（児玉 助壽君） 口ばかりの検討課題だったようですが、小林では、送電網に接続する工事費負担増により、条件上収支が厳しく、赤字試算となり、太陽光発電事業中止を検討しております。本町においても、同様の問題で中止したところもあると聞くが、今後増加が予測されます。管理者のいない大型開発用地の荒廃が進み、環境汚染、災害の発生が懸念されるが、これなどの対応策を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 今御指摘の小林の件に関しましては、私が知る限り、変電所、そういう建設費用が思う以上にかかったということで、採算性を見て、中止されたと新聞では私は見たつもりであります。今、ほんとに太陽光が余りにも我々の想像を超えてふえたのは事実かと思っております。繰り返しになりますが、やはりその面積、いろんな先ほど排水のことも言われました。計算すれば、確かに推測できますので、できる限りの我々の対策というか、これから予測はするべきだと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 現行法では、直接的に太陽光発電事業そのものには規制はかけられないと思いますが、防災、農地、河川、環境、景観、道路と保全にかかわる法律を根拠に、事業計画書の提出、事前協議の実施など、間接的に規制をかける条例の制定等、叡智を結集し、事に当たるべきではないのか。それをなくして太陽光発電事業で得る固定資産税収以上の負担が発生するのではないかと思っております。

次に行きます。通浜の件であります。従前の区分館制度のときは、津波対策訓練の事前打ち合わせ会がある前に2回運営委員会で意思疎通を図り、役割分担を決めていたのですが、今回、これは行わず、文言だけばか丁寧な案内状を送付した結果が、出席率5割を切り、役割分担が決定せず、散会し、その後公民館長が振興班長宅に1軒1軒回り、打ち合わせ会資料を手渡し、事後報告を行っています。これは公民館制度そのものが機能しとらんとでない

ですか。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 今回の訓練につきましては、先ほど町長から答弁がありましたように、出席については、一昨年を上回る出席、数だけの問題じゃないんですが、打ち合わせ協議については、これは、自主防災組織の中の会議でありますので、案内支援的に役場のほうが案内文書を出しておりますが、これは、ほかの地域、伊倉とか、それから松原・高森地区とか、市納地区とか、そういったところにつきましては、それぞれ自主防災組織の中で運営されております。その後方支援として、役場として案内文書だったりとか、防災行政無線での、通知だとか、そういうことをやっております。これまで等足りなかった分があれば、修正しながら、自治公民館長さんとも協議しながら、また来年度に生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 課長は自主防災組織のなんのいうけんどもメンバー見たら、自主的なものは入っとらんど、みんな。これ行政組織の職員じゃが、みんな。違う。これ自主防災組織ちゅう根拠は何。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 自主防災組織の今回の会長は、漁協の組合長さんが会長になられておるといふふうに認識しております。それで、この行政関係につきましては、より成果が上がるような、現実に即した防災訓練をするために、東児湯消防組合、警察とか、それぞれの関係部署の方々に参加していただいて、より実践に近い形の防災訓練をやっているといふふうに認識しております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 組合長は、あの人は通山地区の人じゃねえとど。漁協長か知らんけんどん。何で通山地区の何来るか、津波があつてから番野地から下がってくるか。そういうことはできんはずじゃわ。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 議員がおっしゃるとおり、その点につきましても、今年度自主防災組織の会長の漁協組合長様のほうにもそういう旨といいますか、協議はいたしておりますが、その件につきましては、引き続きされるということで、そういった組織内部のことはこちらのほうで言えませんが、議員がおっしゃるとおり、適当でないということもあります。いかんせん通浜での自主防災組織でありますので、それは、尊重していきたいと考えておりますので、組織内で考えていただきたいと思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 自主組織内のなんのいうけんども、何のために自主防災組織再編計画を町が立てよとね。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 現在、今年度町が進めておりますのは、川南町地域防災計画書でありまして、自主防災組織が入っていないということじゃないんですけど、自主防災組織の再編をしているわけじゃなくて、地域防災計画の見直しを行っているところであり

ます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 何、あくまでも浜のこっちゃちゅっとらんよ。これは以前のこのメンバー、どうすつとよ。5団体削除しとるわけじゃわ通知、何すつと。だら、あんたらそんげゆうとやったらよ、これに手を加えることはできんはずじゃがに。何で手加えたとね。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 5団体というのはどれですか。

○議員（児玉 助壽君） 従前が産業部、青年部、生活部、婦人部と、親子会、保護者の会、長寿会が入つとるわけじゃがよ。何でお前どんが除外する権限がどこがあつとか。

○まちづくり課長（永友 尚登君） この件につきましては、私の理解としては、この自主防災組織の会長との協議の上で通知を出してるといふふうに理解しております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 違うどがや。あの人を通浜の人じゃねえっちゃが。

○議長（竹本 修君） 児玉議員、発言。

○議員（児玉 助壽君） 通浜地区津波対策訓練について、通山自主防災組織で書いてあるがよ。今度これで除外しとる、婦人部を除外しとつとやがよ。これは避難もじゃけど、逃げた後一番重責を担う婦人部を除外しとつとよ。これは、ひつたまがつとよ。これは避難後の炊き出しやら、高齢者の介助の大役を担う婦人部がよ、除外されとるちゅうことみつとよ、どんげな協議されたか知らんけんどやね、課長、町長も。この防災ちゅう、何が全然わかつとらんとやね。逃ぐるばっかりが防災じゃねえはずじゃわ。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 議員が言われるのも十分理解できますが、今回の避難については、一昨年から1年あけておりますので、今回の件につきましては、避難経路の確認といえますか、そういった部分でまずは避難所までの避難をいかに安全に行うかということで、今回の訓練は。行われたというふうに理解しております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 逃ぐるばっかりの避難訓練じゃつたらいらんわね。270名と言いつたけんど、今回、実際は161名じゃつたげな、160名とかいうと、90名は消防団やら関係者やど、こら。数のことばっか言いよるがよ。どんな考えで自主防災組織再編かなんかするか知らんけんどよ、今十把一絡げで防災組織再編計画のなんのつくりよるけんど、地区単位でそれぞれ災害の種類や危険度は違うわけじゃが、それに応じた防災の備え、防災意識が各地域で違うわけですよ。例えば、今度の自治公民館制度の通山地区じゃつたら、通浜は前や後ろは救急車で、家屋が密集しとつても津波被害、土砂災害、火災の類焼等、災害にこの脆弱な地理条件にあるつとことよ。この番野地・通山地区、絶対的な災害に強いとこじゃがよ。そこの人が同じ公民館の中で協議でくんね。それは協議できんかい、意思疎通が図れんかつたちゃろがね、だから出席率が5割を切つて、その後公民館長がよ、事後説明しとつたがよ。災害があつた後、下におりて説明に行くつと一緒じゃねえね。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 議員が前段部分で言われた危険箇所であるっていうか、そういった部分については十分理解してるところであります。ただ、やはり参加率、参加者数の問題になりますと、これはやはり意識の問題でもあります。そこ云々とかいうことじゃなくて、先ほどから自治公民館制度の話をしてる場合に申し上げてるとおり、このことが、私は完成だとは思っておりません。ここからスタートするというふうに考えておりますので、今後いかにこれをうまく動いていけるかということを考えていくことだと、そのことを前提に児玉議員も質問されてるんだというふうに私も理解しておりますので、いろいろ足りない面といいますか、そういった部分があれば、今後検討させて、地域の方、また自治公民館長さんとも協議をさせていただきながら、よりよい形の自治公民館活動ができるように、一緒になって進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 立派な御託並べとったがよ、そんげおもとつとならよ何で組合長と二人で協議して、あんたら今、今度もこの打ち合わせ会にも出席しとらんしよ、避難訓練の時も来とらんしよ、現場に来て、見たり話を聞いたことがあつとね。活かせるね、何も見とらんで。それもせんで、机の上でつくった計画でよ、どうして防災でくつとね。組織を縮小するような感じになつとるが、今度のなんをみつと、メンバーを。組織を縮小せるがよ。組織は弱体するとはもう見てはつきりわかつとるこつちやが、これ自主防災組織が地域住民を1人でも多くの人命を救うためによ、地区全体を目配り、気配りするために自主防災組織があつたらがね。それが、組織のメンバーが少なくなつたら、それができんなるわけじゃが。何を考えてしよつとかわからんじゃがよ。で、俺も、うちに来たが、何でこれで呼ばれたとかわからんと。議長名じゃつたら俺は出席せんらんけんどんよ、前もつて意思疎通せんかつたらよ、出席するのはおりませんわね。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 私は、平成3年、4年、5年ですか、消防担当で、この防災訓練については、かかわっておりました。その当時から、この防災訓練につきましては、今回4月1日で機構改革ありまして、この防災訓練っていうことであつたんですが、これまでどおり消防団関係とか、消防担当でやっていた経緯がありまして、私もそれは十分できるんじゃないかなというふうな判断でおりましたので、そういった対応をとらせていただきました。以前もそうだったというふうに認識しておりましたので、ただ、その点で、そういう御意見があればまた今後検討していきたいと思っておりますが、自主防災組織については、今後も各地域での自治公民館単位での自主防災組織の立ち上げに向けて、自治公民館長さんも前向きに検討していただいております。それから、消防団関係も今回の自治公民館制度にあわせた再編を行っておりますので、いい形での今後、活動ができるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） ほっじゃかい、その現場に来て話を聞いたり、見たりして、あん

たも今度1年で終わりじゃがね。ちゃんとしたもんつくらんならんといかんちゃろがね、あんたがつくったやつをこんどは踏襲していかんならんよ。

○議長（竹本 修君） 児玉議員、答弁。

○議員（児玉 助壽君） いらんわ、したって一緒じゃわ。

○議長（竹本 修君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さんお疲れさまでした。

午後3時03分散会
